

大阪信用保証協会の現況

DISCLOSURE 2024

令和6年度版

ごあいさつ

平素は、当協会の業務運営につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「大阪信用保証協会の現況(令和6年度版)」を作成いたしました。当協会のしくみ・業務内容・取組みなどについて、ご高覧いただき、信用保証制度の有効活用にお役立ていただければ幸いです。

さて、当協会では、令和6年度から8年度までを計画期間とする第7次中期事業計画を策定し、当協会が目指すべき姿を「金融と経営のトータルサポーター」とするビジョンを掲げました。さらに、ゼロゼロ保証のソフトランディングやチャレンジする事業者の応援等、特に重要となる5つのミッションを定め、これらを達成するために、金融機関や関係支援機関とも連携し、金融と経営の一体支援に主体的に取り組んでいくこととしています。

現在、原材料高や人手不足等、府内中小企業者の方々にとって、依然として厳しい経営環境が続くなか、ゼロゼロ保証の返済が本格化したことから、経営改善・再生支援への取組みが喫緊の課題となっています。このため、当協会では、ダイレクトメールの発送や事業所への訪問等により、お客さまへ積極的にご相談を呼びかけています。また、必要な方へは、資金繰り支援に併せて経営改善メニューを提案するなど、事業者支援に取り組んでいるところです。

加えて、昨年度末には、経営者保証を不要とするあらたな保証制度がスタートしました。経営者保証が不要となることで、中小企業者の方々が積極的に事業に取り組めるよう、制度の周知や理解浸透を図ってまいります。

いよいよ来年は、大阪・関西万博が開催されます。インバウンド需要への期待に加え、あらたなビジネスの創出や変革の機運も高まるなか、創業やSDGsへの取組み、生産性向上等、チャレンジする事業者への応援にも取り組むことで、地域経済の成長発展にも貢献していきたいと思っております。

コロナ禍が収束し、明るい兆しが見えるとはいえ、地域金融におけるアフターコロナへの道のりは、未だ過渡期にあります。今後も、お客さまの課題解決に全力で取組み、信頼される協会を目指してまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和6年7月

理事長 新井 純

Credit Guarantee

目次

Contents

1	当協会の概要
	主要事項 信用保証協会の目的、信用保証理念 経営理念、基本方針
4	中期事業計画と経営計画
	第7次中期事業計画[令和6年度～令和8年度] 令和6年度経営計画
10	当協会の取組み
	経営サポート態勢 金融支援 創業支援 経営支援 経営改善支援・再生支援 広報 その他
31	信用保証のしくみ
	信用補完制度のしくみ 信用保証制度のしくみ、信用保険制度のしくみ、損失補償制度のしくみ 責任共有制度のしくみ
34	個人情報保護宣言・コンプライアンス
	個人情報保護宣言 コンプライアンス
39	信用保証の利用概要
	保証業務の流れ 信用保証の対象 信用保証料 主な金融機関経由保証 主な大阪府中小企業向け融資制度保証
52	令和5年度事業報告
	令和5年度事業概況 令和5年度貸借対照表 令和5年度収支計算書 キャッシュ・フロー計算書(要約) 令和5年度信用保険・損失補償 基本財産
60	信用保証実績
	各種統計
66	組織機構
67	お問い合わせ窓口・関係機関

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和5年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

《本誌をご覧いただくにあたってのおことわり》

表中の金額については四捨五入により表示しています。個々の合計金額が合計欄の金額と一致しない場合があります。
本文中の今年度については、令和5年度のものをいいます。

信用保証協会の目的

信用保証協会は、「信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)」に基づく法人で、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人になり、企業の健全な発展を支援することを目的としています。

信用保証理念

信用保証協会は

- ①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ②公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④もって、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

中小企業のために

我国の産業社会において、事業所・従業員数の大半を占めている中小企業は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済に貢献する重要な役割を果たしています。

信用保証協会は信用保証協会法に基づき設立された公的機関として、経営に真面目に努力し、自らの力で企業発展をはかる中小企業に対し、金融上の公的保証人となって、中小企業と金融機関を結ぶパイプ役を果たしています。



金融機関とともに

信用保証協会は、中小企業への融資に際し公的保証人となることにより、金融機関のベストパートナーとして、金融機関とリスクを分担し、金融の円滑化および経営支援を通じて中小企業の成長、発展を支援する役割を果たしています。

経営理念

当協会は、「大阪府内の中小企業者に役立ち、信頼される保証協会になる」ことを目指し、金融機関と連携し、信用保証を通じ、中小企業金融の円滑化を図り、大阪の産業振興と経済発展に尽くすことで社会に貢献します。

公共性・社会的責任を自覚しつつ、信用補完制度維持発展のため、健全経営を推進いたします。

基本方針

「経営理念」の実現に向けて、「基本方針」を定めています。

1. 適正・迅速な「信用保証」を提供する

- 1) 真面目に経営努力を続ける中小企業の成長・発展を支援するため、その必要事業資金について、適正・迅速な保証を行う。
- 2) 自主・公正な公的機関として、不正利用、第三者、暴力団等反社会的勢力の介在・介入を排除し、適正保証を推進する。

2. 信頼される業務運営を行う

- 1) 中小企業の良きパートナーとして、信頼される信用保証協会を目指し、多様化する中小企業等のニーズに的確に応えるため、関係機関との連携強化に努め、質の高い業務の推進と親切・丁寧なサービスの提供を行う。
- 2) 職員の自己啓発を支援するとともに、業務研修を通じて、職員一人ひとりの資質の向上と組織の活性化を図り、業務のサービスの拡充を行う。
- 3) ご案内パンフレット・Webサイト・情報公開誌等の広報媒体を積極的に活用し、信用保証制度の周知を図り、信用保証協会とその業務、サービスの普及に努める。

3. 健全な経営・強固な経営基盤を確立する

- 1) 信用補完制度の安定した運営と発展を図るため、健全経営に邁進し、将来に向けて強固な経営基盤を確立する。
- 2) 情報システムを有効に活用するなど、創意と工夫に努め、経営の合理化・効率化を図る。



第7次中期事業計画 [令和6年度～令和8年度]

大阪信用保証協会は、信用保証業務を通じて、府内中小企業者の金融の円滑化、事業活動の創造・維持・発展をサポートすることにより、大阪の産業振興と経済発展に努めてまいります。

令和6年度から令和8年度までの3年間で、コロナ禍から復興しアフターコロナへ移行する過渡期と位置づけ、「金融と経営のトータルサポーター」としてのミッションを定め、大阪府内中小企業者を支援します。

「金融と経営のトータルサポーター」としてのミッション

- ゼロゼロ保証の着実なソフトランディング
- 顧客の多様な課題の解決
- 創業・事業承継、生産性向上、SDGsへの取組み等、チャレンジする事業者の応援
- 経営者保証改革への対応
- 今後も起こり得る災害や危機時におけるセーフティネット機能の発揮

これらを達成するため、以下の事項に取り組めます。

1. 適正保証の推進と安定的かつきめ細やかな資金供給・資金繰り支援

- ・ 金融機関との連携を一層密にし、リスク分担に努め、適正保証を推進します。また、提携保証を中心に迅速な資金供給に努めます。
- ・ 未だ業況が回復せず借入返済負担が大きい先に対して、借換等で資金繰りを支援することにより、経営改善に取り組むための時間を創出します。
- ・ 創業や事業承継等、中小企業者のライフステージにおける資金需要にきめ細やかに対応します。また、生産性向上やSDGsへの取組みにチャレンジする中小企業者へ、積極的な資金供給を図ります。
- ・ 経営者保証を不要とする保証制度について広く周知し、利用促進を図ります。
- ・ 大規模な経済危機、災害等が発生した際には、顧客に寄り添った対応に一層努めるほか、迅速・柔軟な資金供給を図ることで、セーフティネット機能を発揮します。

2. 経営支援・経営改善支援・再生支援等の推進

- ・ 地域の事業者支援におけるハブ機能を発揮し、金融機関や関係支援機関等と連携することにより、顧客の多様な課題にワンストップで対応することに主体的に取り組めます。
- ・ 中小企業活性化協議会等との連携を一層強化することで、経営改善や再生が必要な顧客への早期支援に努めます。また、経営者保証ガイドライン等を活用した債務免除の適正かつ円滑な運用に努めます。
- ・ 当協会の経営支援については、経営サポート事業を中心に展開していることから、当該事業の実施先と、案内したが希望しなかった未実施先に係る指標(対売上キャッシュフロー率、デフォルト率、代位弁済遷移率)を比較することにより、その効果を検証します。

3. 地方創生への貢献

- ・ 創業者や事業承継が必要な顧客に向けてイベントやセミナー等を行い、必要な情報・ノウハウを提供します。

4. 求償権管理の強化・効率化

- ・ 早期に債務者等の状況を把握し、実情に応じた効果的な回収に着手します。
- ・ 債務者等の返済能力を見極め、効率的な回収に努めます。

5. 経営基盤等の強化・充実

- ・ インターンシップ等を活用して優秀な人材を獲得するとともに、職員数の増員を図ります。また、経営支援業務やシステム関係においては即戦力となる人材確保をめざします。
- ・ 建物の経年劣化が進んでいる東大阪支店について、移転計画を進めます。
- ・ 危機管理態勢を維持・強化するため、事業継続計画の見直しを検討するとともに、BCP推進会議の開催等により危機管理意識の向上を図ります。

6. 顧客サービスの向上、広報の強化・充実

- ・ 顧客満足度向上のため、引き続き「お客さまアンケート」を実施し、顧客ニーズを踏まえた業務改善に取り組みます。
- ・ 協会の認知度と信用補完制度、信用保証制度への理解度向上のため、WebサイトやLINE等を活用し、積極的な広報活動を展開します。

7. コンピュータシステムの安定運用、機能強化とORBITシステムのあり方の検討

- ・ 保証協会コンピュータサービス(株)との連携やシステム部門の人材育成を通じて、ORBITシステムの安全かつ安定的な運用に努めます。
- ・ 保証協会コンピュータサービス(株)と連携し、ORBITシステムのあり方や、あらたな開発について検討を進めます。

令和6年度経営計画

業務環境

大阪府内の景気動向は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、社会・経済活動が回復基調にあるなか、緩やかに持ち直しています。

一方、長引く原材料高や構造的な人手不足等の影響により、大阪府内の企業倒産件数が増加しているほか、国内外の金融政策の動向や地政学的リスク等による影響が懸念されるなど、予断を許さない状況にあります。

なお、明るい材料として、インバウンド需要の回復や、2025年大阪・関西万博の開催を契機とするビジネス機会の拡大等が見込まれ、地域経済の活性化が期待されています。

業務運営方針

中小企業者を取り巻く環境は依然として不透明で、コロナ禍で受けた影響から未だ回復途上にある顧客も少なくないことから、金融機関や関係支援機関と連携し、「金融と経営のトータルサポーター」として、引き続き、以下に掲げる事項に取り組んでまいります。

1 適正保証の推進と安定的かつきめ細やかな資金供給・資金繰り支援

- 役職員による金融機関訪問・面談および説明会等を通じ、金融機関との連携を一層密にし、適正なリスク分担に努め、責任共有制度を中心に適正保証を推進します。また、提携保証を積極的に活用し、迅速な資金供給に努めます。
- 未だ業況が回復せず借入返済が大きい先に対して、伴走支援型特別保証や経営改善サポート保証による借換等で資金繰りを支援します。また、据置期間を設ける先に対しては、適宜、経営改善支援をあわせて提案するなどして、早期の経営改善着手を促します。
- 創業や事業承継等、中小企業者のライフステージにおける資金需要に対して、経営者保証を不要とする保証制度の活用を含め、ニーズに応じてきめ細やかに対応します。
- 社会課題解決や生産性向上にチャレンジする中小企業者に対し、SDGs推進保証「ウイング」等を活用して、積極的な資金供給を行います。
- 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、経営者保証を不要とする保証制度の周知を図り、適切な運用と利用促進に努めます。
- 大規模な経済危機、災害等が発生した際には、顧客に寄り添った対応に一層努めるほか、セーフティネット保証等を活用した迅速・柔軟な資金供給を図ります。

当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取り組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和5年度事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・関係機関

2 経営支援・経営改善支援・再生支援等の推進

- 保証、期中管理、経営支援、調整・管理回収および再生支援の各部門がオール協会の態勢で、支援の必要な顧客へ主体的かつ早期にアプローチします。
- 協会にて支援が必要と判断した顧客を対象とするプッシュ型アプローチと、金融機関にて支援が必要と判断した顧客を対象とするプル型アプローチにより、取りこぼしのない支援に努めます。
- 中小企業活性化協議会等、関係支援機関への派遣研修を通じ、職員の計画策定や再生支援に関するスキル向上を図ります。また、資金繰り表作成支援等のノウハウも習得し、協会自身が実施できる支援メニューの幅を広げます。
- 各部支店とソリューション推進室が連携し、支援が必要な先を掘り起こすとともに、企業面談を通じて顧客と信頼関係を構築したうえで、早期に経営改善に着手することを働きかけます。
- 経営改善計画策定支援事業(通称:405 事業)の事業者負担部分への補助を独自に実施することにより、顧客が経営改善に取組みやすい環境を整備します。
- 経営課題を有する顧客に対し、外部専門家を派遣し、経営診断や経営改善計画策定を支援します。
- 経営サポート会議を通じて、協会が中小企業者と金融機関・関係支援機関との間に立って調整機能を果たします。また、経営サポート会議を経て経営改善サポート保証に取組み、中小企業者の金融取引の正常化に努めます。
- 中小企業活性化協議会や再生支援に注力する金融機関と早期の段階で連携し、意見交換会や個別相談等を通じて目線を合わせ、協働して顧客へのアプローチを行います。
- 意欲をもって事業を継続し、誠実に返済を進める中小企業者等に対し、再生支援に努めるほか、経営者保証ガイドライン等を活用した保証債務免除に取組みます。
- 金融機関へ求償権消滅保証の受け皿となっただけのよう働きかけるなど、再生支援に能動的に取組みます。
- 当協会の経営支援については、経営サポート事業を中心に展開していることから、当該事業の実施先と、案内したが希望しなかった未実施先に係る指標(対売上キャッシュフロー率、デフォルト率、代位弁済遷移率)を比較することにより、その効果を検証します。

3 地方創生への貢献

- 創業期にある中小企業者に向けてイベントやセミナー等を行い、必要な情報・ノウハウを提供します。
- 女性起業家支援チーム「minority」を活用し、セミナーや交流会等を通じて、ネットワークづくりを含めた女性起業家支援に努めます。
- 事業承継の課題を有すると思われる顧客に対して、幅広い情報・ノウハウを提供するセミナー等を実施します。
- 金融機関、関係支援機関等と連携して、ビジネスフェアを開催し、販路拡大等、顧客のビジネスチャンスを創出します。
- ファンドへの出資を通じて、創業や事業承継、SDGs 等に取組む中小企業者を支援します。
- 中小企業者のSDGs への取組みを支援します。また、大阪・関西万博の機運醸成に向けた取組みを行います。

当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の組織

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和5年度事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・関係機関

4 求償権管理の強化・効率化

- 期中管理部門において把握した債務者等の資産・収入状況等の情報を活用し、効果的な回収に速やかに着手します。
- 有担保求償権については、債務者等の状況を考慮しつつ担保処分を促進します。また、無担保求償権については、保証協会サービスを積極的に活用し、債務者等の状況に応じたきめ細やかな対応を図るとともに、定期的に管理回収状況の報告を求め、求償権管理の強化に努めます。
- 誠意なき相手方に対しては、積極的に法的措置を行い、回収促進を図ります。
- 定期弁済を継続している連帯保証人に対する一部弁済による連帯保証債務免除の活用や、管理事務停止および求償権整理の促進など、求償権のスリム化を図ることにより、回収可能な求償権に注力できる態勢を整えます。

5 経営基盤等の強化・充実

- インターンシップ等の活用やWeb サイトでの情報発信に加え、大学への出張講義等を通じ、協会の認知や志望度の向上を図ることで、優秀な人材の獲得を図ります。また、経営支援業務やシステム関係においては即戦力となる人材確保をめざします。
- 経営支援や再生支援をはじめとする多様な研修に加え、関係支援機関や金融機関への派遣研修等を実施し、職員の専門性を高めることで、人的資本の充実に努めます。
- 年齢や性別等に関係なくすべての職員が活躍できる組織とするため、役職員の意識改革を継続します。
- 本店保証部を二部体制に再編するとともに、提携保証を専任で担当する運用を開始し、組織運営を効果的なものとします。
- 建物の経年劣化が進んでいる東大阪支店について、移転計画を進めます。
- 事業継続計画の見直しを検討するとともに、BCP 推進会議の開催等により、危機時における対応の周知と危機管理意識の向上を図ります。
- コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス委員会で実施状況の把握および評価を行い、コンプライアンス態勢の維持・向上を図ります。

6 顧客サービスの向上、広報の強化・充実

- 「お客さまアンケート」を引き続き実施し、顧客ニーズを踏まえた業務の改善やサービスの向上に取り組めます。
- 協会の認知度や理解度向上のため、Web サイトやLINE 等の広報媒体を活用し、協会の役割や取組み、中小企業者に有益な情報等をタイムリーかつ積極的に提供します。
- 保証を受けて創業した顧客を応援するために広報誌へ掲載することや、部支店ごとの広報物を作成するなど、広報を通じた経営支援にも取り組みます。

7 コンピュータシステムの安定運用、機能強化とORBITシステムのあり方の検討

- 保証協会コンピュータサービス(株)との連携やシステム部門の人材育成を通じて、ORBITシステムの安全かつ安定的な運用に努めます。
- ペーパーレス化や業務の電子化等、業務効率化のためにシステム機能を強化します。また、業務の複雑化、高度化に対応できるよう、サブシステムを再構築します。
- 全国信用保証協会連合会等とも連携し、保証業務の電子化について、府内の金融機関に早期参加を促すとともに、条件変更等、対象業務の拡大について引き続き検討します。
- 保証協会コンピュータサービス(株)と連携し、ORBITシステムのあり方や、あらたな開発について検討を進め、参加協会間の合意形成をめざします。

主要業務数値計画

	計 画 額
保 証 承 諾	9,400 億円
期末保証債務残高	3兆5,300 億円
代 位 弁 済	650 億円
実 際 回 収	95 億円

※実際回収とは、元金および損害金の回収をいいます。

収支計画

(単位:百万円)

経常収入	40,491
保証料	35,523
運用資産収入	1,746
責任共有負担金	2,574
その他	648
経常支出	23,607
業務費	8,169
借入金利息	0
信用保険料	15,433
責任共有負担金納付金	0
雑支出	5
経常収支差額	16,884
経常外収入	85,855
償却求償権回収金	979
責任準備金戻入	25,736
求償権償却準備金戻入	5,032
求償権補填金戻入	54,105
その他	3
経常外支出	89,239
求償権償却	58,961
責任準備金繰入	23,989
求償権償却準備金繰入	6,229
その他	60
経常外収支差額	△ 3,384
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当 期 収 支 差 額	13,500

当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取り組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和5年度事業報告

信用保証実績

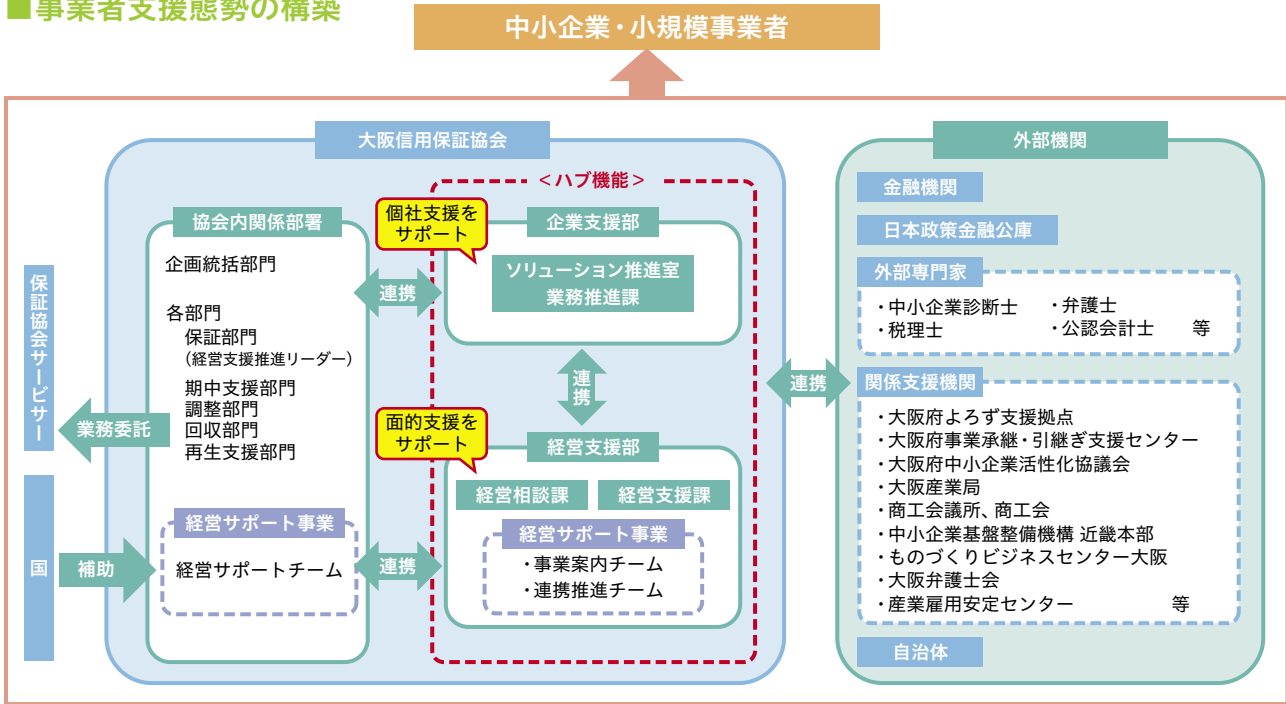
組織機構

お問い合わせ窓口・関係機関

経営サポート態勢について

当協会では、“金融と経営のトータルサポーター”として、下図のとおり経営サポート態勢を整え、お客さまの経営課題の解決に主体的に取り組んでいます。

■事業者支援態勢の構築



当協会では、各部門がそれぞれ担当するお客さまをサポートする「オール協会」の態勢で事業者支援に取り組んでいます。

また、企業支援部ソリューション推進室(令和5年度新設)と経営支援部が、各部門と外部機関との間をつなぐ「ハブ機能」を担っています。

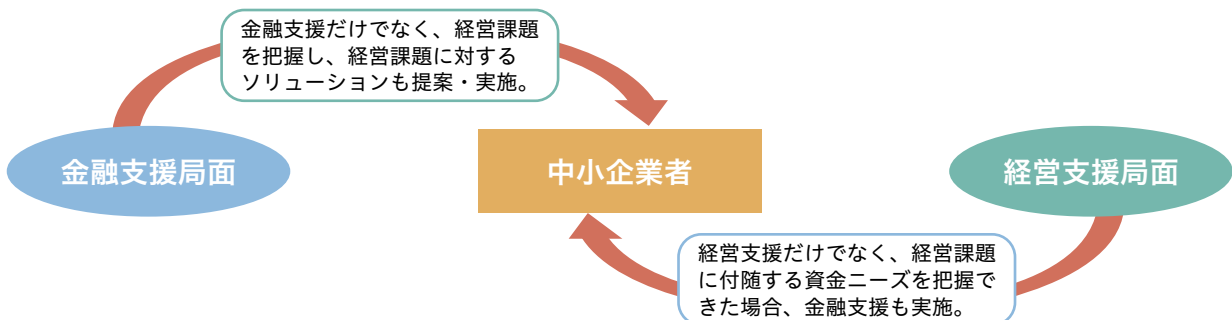
具体的には、ソリューション推進室では、協会内の各部門から相談を受け、専門性の高いアドバイスを行うほか、個別事案について外部機関と協議するなど、個社支援に取り組んでいます。

また、経営支援部では、地域の外部機関との情報交換等を通じ、ネットワークを構築するほか、セミナー等の面的支援を行っています。

このように、協会内の各部門と外部機関とが有機的に連携することで、地域の事業者支援態勢を構築しています。

■金融と経営の一体支援

保証部署を中心とし、金融支援と経営支援の2つの局面からお客さまのニーズや課題を把握し、ソリューションの提案・実施に努めています。



当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和5年度事業報告

信用保証実績

組織機構

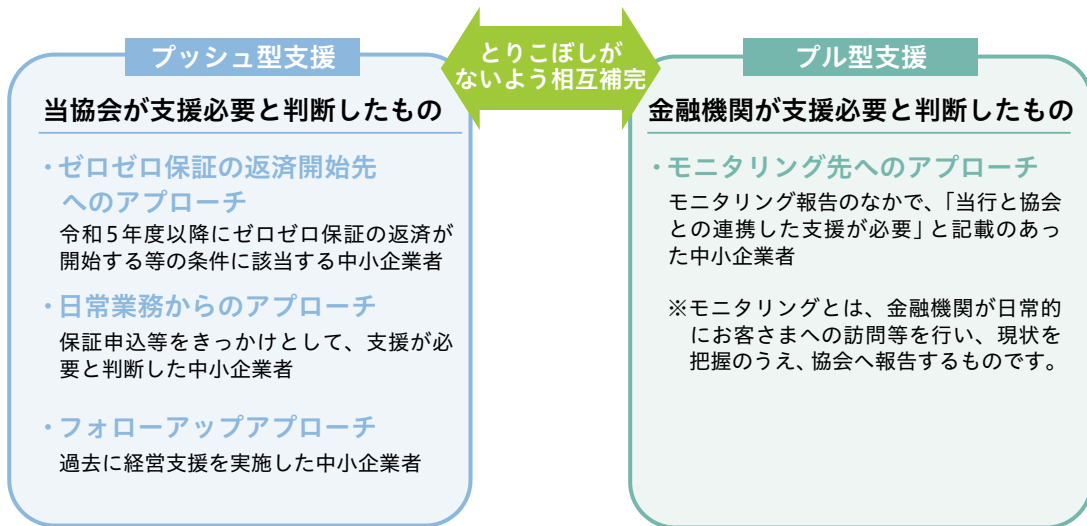
お問い合わせ窓口・関係機関

■「プル型」&「プッシュ型」によるとりこぼしのない経営支援

従来の「プッシュ型支援」に加え、令和5年度から「プル型支援」を開始しました。

「プル型支援」とは、金融機関からのモニタリング報告に、「協会と連携した経営支援を希望する」欄を設け、お申し出いただくもので、金融機関と連携し、お客さまの課題やニーズを把握することで、経営支援の実効性の向上を図っています。

また、令和5年度は、ゼロゼロ保証の返済が本格化したことから、返済が開始するお客さまを中心として約1万5千者に対し、経営支援メニューや借換などを案内したDMを送付し、当協会への相談を呼びかけました。



■経営支援スキル向上の取組み

令和5年度は、保証部・各支店の保証課員から各1名、計14名の「経営支援推進リーダー」を任命しました。経営支援の旗振り役として自ら率先して取り組むだけでなく、他の職員のサポートや好事例を横展開することにより、協会全体の経営支援マインド、スキルをボトムアップしています。

また、支援機関との連携を通じた人材育成を推進しています。大阪府中小企業活性化協議会へ上期に1名派遣したほか、令和5年度からは、あらたに経営サポート事業の委託先である民間コンサルティング会社へ、上期下期に1名ずつの長期派遣研修を実施し、経営支援や計画策定支援業務等に係るノウハウの習得に努めました。

派遣後は、トレーニー参加職員による内部研修を実施するなど、学んだノウハウの共有を図っています。



当協会の経営支援の取組みについては、テレビ各局からの取材を受け、令和5年度は以下の番組で紹介されました。

- ・令和5年7月10日 NHK総合(全国ネット)「時論公論」
- ・令和5年9月5日 読売テレビ「かんさい情報ネットten.」
- ・令和5年9月7日 NHK総合「ほっと関西」

多様なニーズに応じた保証制度

■ 経営者保証を不要とするあらたな保証制度の取扱開始

経営者保証に依存しない融資慣行を確立する観点から、経営者保証を不要とする「事業者選択型経営者保証非提供制度」、「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証」および「プロパー融資借換特別保証」を、令和6年3月15日から取扱いしています。（詳しくはP.42、48をご参照ください。）

なお、当協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨等を踏まえ、かねてから、経営者保証を不要とする保証を推進しており、令和5年度は、法人の総保証承諾件数に占める経営者保証非徴求の割合が26.9%（全国平均11.6%）と、全国トップの実績となりました。

今後、お客さまへのきめ細やかな対応に一層努めてまいります。

■ SDGs推進保証「ウイング」

大阪府内中小企業者へのSDGsの普及促進を通じ、中小企業者の維持・発展と持続可能な社会の実現に資するため、SDGs推進保証「ウイング」を令和3年9月1日から取扱いしています。

また、令和6年1月からは、設備資金利用時の保証料割引率を拡充のうえ取扱いしています。

<SDGs推進保証「ウイング」概要>

■ 対象者

SDGsの達成に向けた事業活動を営む中小企業者（今後取組予定を含む。）

■ 対象資金

事業資金（運転資金、設備資金）

■ 対象となる保証制度

提携無担保保証

■ 適用する保証料率

主たる資金用途に応じて、通常の保証料率から一律割引します。

（単位：％）

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
通常保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
主 運転（10％割引）※	1.71	1.58	1.40	1.22	1.04	0.90	0.72	0.54	0.41
主 設備（15％割引）※	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.38

※貸付金額に対する設備資金の割合が50％未満を「主 運転」、50％以上を「主 設備」としています。

■ 取扱金融機関

提携無担保保証取扱金融機関のうち、「ウイング」取扱金融機関

（単位：件・億円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保証承諾件数	4,433	8,597	10,242
保証承諾金額	1,471	2,714	3,215

ご好評につき、令和6年度も引き続き取扱いしています。

創業者向け保証制度の活用

創業者向け保証制度を活用し、原材料価格高騰や人手不足等の厳しい事業環境でも起業される方や創業期のお客さまの金融支援に努めています。

令和5年度 創業に係る保証状況

(単位:件・百万円)

	保証承諾				保証債務残高				
	件数	(対前年比)	金額	(対前年比)	件数	(対前年比)	金額	(対前年比)	
創業に係る保証	金融機関経由保証	968	105.0%	7,314	111.5%	3,664	103.8%	17,887	108.1%
	ES保証(※)	938	101.8%	6,937	106.2%	3,621	103.1%	17,506	106.2%
	創業関連保証(※)	30	3,000.0%	377	1,587.4%	43	226.3%	380	733.1%
	大阪府融資制度保証	477	147.7%	2,998	154.7%	1,074	127.7%	4,725	140.5%
	開業資金(※)	382	137.4%	2,322	143.0%	892	122.9%	3,759	134.2%
	地域支援ネットワーク型(※)	95	211.1%	677	215.0%	182	158.3%	966	171.9%
	合計	1,445	116.1%	10,313	121.4%	4,738	108.4%	22,612	113.6%

(※) 令和3年8月1日に取扱いが終了した創業等関連保証に係る保証を含めて計上しています。

うちスタートアップ創出促進保証 (SSS保証) に係る保証状況

(単位:件・百万円)

	保証承諾		保証債務残高		
	件数	金額	件数	金額	
SSSに係る保証	SSS保証(創業関連保証【金融機関経由保証】)	27	340	25	290
	ES保証ネクスト	68	594	57	486
	府制度 開業資金(無保証人対応)	28	193	24	133
	府制度 地域支援ネットワーク型(無保証人対応)	11	120	9	93
	合計	134	1,247	115	1,002

令和5年度は、創業に関する保証の周知に努める等、創業へのチャレンジを積極的に支援したことから、保証承諾は103億円と、対前年比で121.4%となりました。

また、令和5年3月に創設した経営者保証を不要とするスタートアップ創出促進保証 (SSS保証) の活用を図ったことから、保証承諾は12億円となり、一定の利用につながりました。

引き続き、お客さまのニーズに適した制度の選択ができるよう周知を図ってまいります。

創業スクールの開催

大阪府内で創業をお考えで、当協会をご利用予定の方を対象に「創業スクール」を開催しました。

本スクールは、全4回の講義を通じて、ビジネスプランを策定するカリキュラムとなっています。第1～3回は、創業への心構えや事業計画書の作成方法などについて学んでいただき、第4回は受講生が作成したビジネスプランを発表していただきました。当日は、金融機関の方にも参加いただき、受講生が発表したビジネスプランについて講評していただきました。

日時 令和5年9月2日、9日、16日、30日（各回土曜日）

講師 永井 俊二氏（中小企業診断士／1級販売士、株式会社大永コンサルティング 代表取締役）

講義内容

- (1) 創業期のチェックポイント
- (2) 事業計画書作成（マーケティング計画編）
- (3) 事業計画書作成（数値計画編）
- (4) ビジネスプランの発表



女性起業家支援セミナーの開催

令和5年8月22日（火）、女性起業家特有の経営上の悩みに対し、解決の一助となるよう、当協会をご利用中の方を対象に「女性起業家支援セミナー」を開催しました。

当日は13名の方に参加いただき、専門家によるセミナー、先輩起業家による講演、交流会を実施しました。当協会の女性起業家支援チーム「minori」も参加し、参加者間のネットワークづくりをサポートしたほか、初めての試みとして、参加者間の交流を促すため、交流会開始前に全員参加型のトークセッションを行いました。

なお、本セミナーおよび講演については、アーカイブ配信も行いました。

セミナー

「女性起業家として輝き続けるために」

～商品やサービスを届けたい顧客との関係を深めるヒント～

福住 昌子氏（中小企業診断士、ひとのわ 代表、国際コーチ連盟認定プロフェッショナル・コーチ（PCC））

安易な値下げで売上を確保するのではなく、必要な値上げとともに顧客サービスを充実させ、顧客との繋がりから事業を広げることの大切さを講義いただきました。

先輩起業家による講演

「成功体験と失敗談から学ぶ新規事業開拓の方法」

～ニッチビジネスモデルの経験談～

郡 香苗氏（株式会社SceneryScent 代表取締役／香り演出家）

起業してから現在に至るまでのライフチャートを使って、コロナ禍での失敗談や成功体験から学んだ、行動することの大切さを講演いただきました。



創業期経営支援セミナーの開催

令和5年10月31日、創業後5年未満の当協会利用者を対象に「創業期経営支援セミナー」を実施し、25名の方に参加いただきました。当日は講師によるセミナーに加え、専門家相談員も参加した参加者交流会を実施しました。また、本セミナーについては、アーカイブ配信も行いました。

- 日時** 令和5年10月31日(火) 13:00~17:00
- セミナー①** 売上アップのコツはアナログ×デジタル
成果を出す3つの仕組みを大公開！
中野 雅公 氏(グラスノパコンサルティング株式会社 代表取締役
中小企業診断士・販売士1級・ITストラテジスト
中小機構近畿本部 経営アドバイザー)
- セミナー②** お金の流れがすっきりわかる！『脱ドンブリ経営』実践法
片山 祐姫 氏(中小企業診断士事務所OFFICE AIR
キャッシュフローコーチ・大阪産業創造館 経営サポーター)



創業者向け広報物

■ 創業者向けガイドブック

難しく思われがちな創業計画の作成を中心に、創業前の準備についてご案内したガイドブックを発刊しました。

■ 業種別創業計画集

創業が多いといわれる8つの業種をピックアップし、事業計画作成のポイントや創業計画書例を当協会Webサイトに掲載しています。

■ 創業成功事例集 (Success Story)

先輩起業家の貴重な体験談を掲載した創業成功事例集を作成しました。創業の動機やこれから創業される方へのアドバイスなどを掲載しています。



他機関との連携

■ 女性起業家応援プロジェクト&ネットワークへの参画

公益財団法人大阪産業局と近畿経済産業局が実施する女性起業家を応援するプロジェクトで、ビジネスプラン発表会を中心に、関係機関と連携し、イベント・セミナー等を開催しています。当協会は、「パートナー」として本事業に参画しています。

■ 大阪起業家グローイングアップへの参画

大阪府が実施する将来の大阪経済を担う有望な起業家を発掘し、その成長を支援する事業です。今後の活躍が期待できる起業家を発掘する場としてビジネスプランコンテストが開催されており、当協会は推薦機関として参画しています。

■ 大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアムへの参画

産学官が一体となり、創業間もない革新性のある企業(スタートアップ)を成長させ、事業を加速する仕組みの総称です。当協会は大阪でのスタートアップ・エコシステムを構築することを目的に設立された「大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム」に入会し、関係支援団体等との意見・情報交換を行っています。

経営支援サービスの実施

ご希望されるお客さまに経営支援サービスを実施しています。

■経営相談コーナー

財務や経営に関するご相談を希望されるお客さまのために、定期的に経営相談コーナーを設置しています。

■財務診断サービス

財務診断ツール「中小企業経営診断システム (McSS)」※を活用し、中小企業診断士の資格を有する当協会の職員が、財務診断を主体とした経営相談を実施しています。今年度は157件ご利用いただきました。



※「中小企業経営診断システム (McSS)」とは

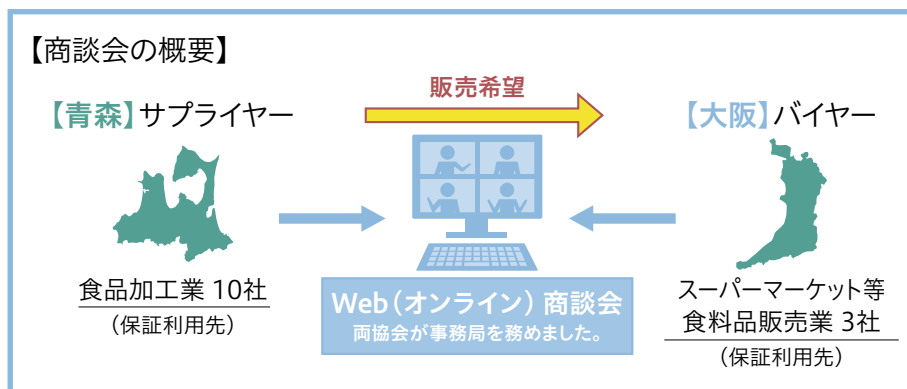
一般社団法人CRD協会（詳しくは、P.43をご参照ください。）が作成した財務診断ツールです。CRDに蓄積された全国データとの比較により、診断対象者の「位置付け」と財務面の強み・弱みを把握していただけます。

詳細な説明は当協会Webサイトに掲載しています。

■青森県信用保証協会と連携したビジネスマッチング

令和6年2月～3月、ビジネスマッチングの機会を提供するため、青森県信用保証協会との共催によりオンライン商談会を開催しました。大阪での販路を拡大したい青森県内事業者と、他社で取扱いの少ない地域特産品を発掘したい大阪府内事業者が参加しました。

本商談会では、事前にサンプル商品を提供するなどの工夫により、スムーズな商談を行うことができました。また、より多くの商談が実現できるよう開催日程を調整した結果、計11件の商談につながりました。



■近畿大学との経営支援連携事業

当協会の女性起業家支援チーム「minori」は、令和4年度に引き続き、近畿大学 経営学部 商学科 花木正孝教授のゼミと連携して経営支援に取り組みました。

今年度は、新商品プロモーションの方法を模索する企業への提案を実施しました。

【本取組みの実施内容】

- ・代表者から学生に、事業への想いや商品の機能等を説明。
- ・学生から代表者に、事業内容や商品について不明な点等を質問。

学生が考えた企業への提案のドラフトを基に学生・協会間で意見交換し、認識合わせや全体の方向性を確認。

ブラッシュアップを重ね、学生と当協会が提案書を作成。

学生が代表者に、販売促進に関する提案書を提出および説明。

女性起業家支援チーム



【本取組みを終えて】

～代表者から～

- ・社内会議では挙がらない学生ならではの視点でありがたい。
- ・保証協会の経営支援についてより詳しく知る機会となった。強い味方ができてうれしい。

～学生から～

- ・メンバーたちと協力して準備してきた成果を発表できて良かった。
- ・顧客にメリットを提示することの大切さなど、勉強になった。



事業承継支援セミナーの開催

令和6年1月9日(火)から2月8日(木)の1か月間、当協会をご利用中の方を対象とした「事業承継支援セミナー」をオンライン開催しました。

本セミナーは、総再生数671回のご視聴をいただき、アンケートでは「いろいろな話が聴けて勉強になりました。真剣に考えるきっかけとなりました。」などの感想をいただきました。

また、本セミナーに申し込まれた方のうち、当協会による経営支援サービスの案内を希望された59者に対して、経営支援サービスのリーフレットを送付し、企業面談などのフォローアップを実施しました。



【セミナー内容】

①「『会社を最後はどうしようか？問題』攻略セミナー」

～廃業、事業承継、社長の相続、再建……1000社支援で得られた知恵～

奥村 聡 氏(司法書士、事業承継デザイナー)

②「小さな会社でもあきらめない！M&Aの実務」

兼田 亜貴 氏(司法書士、中小企業診断士、大阪府事業承継・引継ぎ支援センター 統括責任者)

③「セミナー講師(奥村氏、兼田氏)によるM&A事例紹介」

④「使わないとソン！？大阪府事業承継・引継ぎ支援センターのご案内」

稲田 良太 氏(公認会計士、大阪府事業承継・引継ぎ支援センター サブマネージャー・リーダー)

⑤「保証協会からのご案内」

関係支援機関との連携強化

原材料高や人手不足など、中小企業者を取り巻く状況は、依然として厳しい状況が続いています。

このため、当協会では、お客さまのさまざまな経営課題を解決するため、関係支援機関と連携した経営支援を推進しています。

■関係支援機関との連携

お客さまの経営課題に応じ、大阪府よろず支援拠点、大阪府事業承継・引継ぎ支援センター等関係支援機関を紹介することで、より専門的な課題解決策の提供に努めました。令和5年度は、あらたに産業雇用安定センターや大阪弁護士会中小企業支援センターへの紹介を開始しました。

また、関係支援機関とは内部勉強会等を行い、協会職員の経営支援スキルの向上と、ノウハウの蓄積を図っています。

【内部勉強会】

各関係支援機関から講師をお招きし、最近の相談内容・傾向や今後の支援体制についてお話しいただきました。

支援機関	大阪府よろず支援拠点、一般社団法人 大阪中小企業診断士会
日程	令和6年3月7日(木)
会場	オンライン

【出張相談会】

「遠方なので足を運べない」、「オンライン相談の対応が難しい」など、お客さまのニーズや状況を踏まえ、金融機関と連携し、当協会各支店にて大阪府よろず支援拠点の出張相談会の場を設けました。

会場	堺支店	門真支店	千里支店
相談件数	8件	8件	43件

※東大阪支店については、各金融機関と連携し、金融機関内で開催されたよろず支援拠点の出張相談会に参加しました。

■日本政策金融公庫との連携

地域経済の活性化を目的に、日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。

令和5年度は、事業の見直しや今後の新規事業展開についてお悩みの方へ向けた「経営サポートセミナー」や、創業を検討されている女性へ向けた「第12回創業相談ウィーク」に講師派遣を行いました。

また、各部支店においても、地域金融機関等とともに創業・経営支援等に関する勉強会を実施しました。

■中小企業基盤整備機構 近畿本部との連携

大阪府内中小企業者に対する経営支援を円滑に行い、地域経済の活性化に貢献することを目的に、中小企業基盤整備機構 近畿本部と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。

今年度は、当協会が主催する「OSAKAビジネスフェア2023」のミニセミナーや「創業期経営支援セミナー」などに講師を派遣していただきました。

■大阪府事業承継ネットワークへの参画

事業承継支援の一環として、大阪府事業承継・引継ぎ支援センターが運営する大阪府事業承継ネットワークに参画しています。同ネットワークは、大阪府内の中小企業・小規模事業者に対して、円滑な事業承継を促すため、100を超える機関・団体が参画し、連携して事業承継支援を行っています。

OSAKAビジネスフェア2023の開催

令和5年11月22日(水)、マイドームおおさかにて「OSAKAビジネスフェア2023」を開催しました。本フェアは、優れた技術や魅力ある商品・サービス等を有し、前向きにチャレンジしている中小企業・小規模事業者の皆さまに、自社をPRする機会と情報交換の場を提供し、今後のビジネスチャンスに繋げていただくことを目的としています。

8回目の開催となる今回は、大阪府内だけでなく、各府県からさまざまな業種の企業・大学・支援機関あわせて151企業・団体にご出展いただき、2,100名を超える方々にご来場いただきました。

また、特設サイトでの事前商談予約システムの活用や関係支援機関等と連携したバイヤーの招致など、より一層ビジネスマッチングに注力した結果、会場内に設置した「マッチング広場」において、多くの商談を行っていただくことができました。



特別講演

- 「箱根駅伝から学ぶ人材育成術～人と組織を強くするビジネス・メソッド～」
原 晋 氏 (青山学院大学地球社会共生学部教授／青山学院大学陸上競技部長距離ブロック監督)
- 「知らないと損するこれからの日本経済～中小企業の新たなビジネスチャンス～」
門倉 貴史 氏 (エコノミスト・BRICs経済研究所代表)

開催概要

日 時	令和5年11月22日(水) 10:00～17:00
場 所	マイドームおおさか 2階・3階展示ホール
主 催	大阪信用保証協会
後 援	近畿経済産業局、近畿財務局、大阪府
協 賛	<p>【ORBIT コンピュータシステム参加信用保証協会】 山形県信用保証協会、島根県信用保証協会、秋田県信用保証協会、和歌山県信用保証協会 青森県信用保証協会、鳥取県信用保証協会、高知県信用保証協会</p> <p>【近畿地区等信用保証協会】 滋賀県信用保証協会、京都信用保証協会、兵庫県信用保証協会、奈良県信用保証協会 徳島県信用保証協会</p> <p>公益財団法人 大阪産業局、独立行政法人 中小企業基盤整備機構 近畿本部 一般財団法人 信用保証サービスセンター</p>
協 力 (順不同)	<p>三菱UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、南都銀行 紀陽銀行、徳島大正銀行、大阪信用金庫、大阪厚生信用金庫、大阪シティ信用金庫 大阪商工信用金庫、永和信用金庫、北おおさか信用金庫、枚方信用金庫、尼崎信用金庫 のぞみ信用組合、日本政策金融公庫</p> <p>一般社団法人 大阪中小企業診断士会、一般社団法人 大阪府異業種連携協議会 大阪商工会議所、大阪府信用金庫協会、大阪弁護士会 中小企業支援センター 地方独立行政法人 大阪産業技術研究所 地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 独立行政法人 国際協力機構関西センター、日本公認会計士協会 近畿会 MOBIO (ものづくりビジネスセンター大阪) 大阪芸術大学、大阪産業大学、近畿大学、立命館大学、大阪公立大学</p>

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和5年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

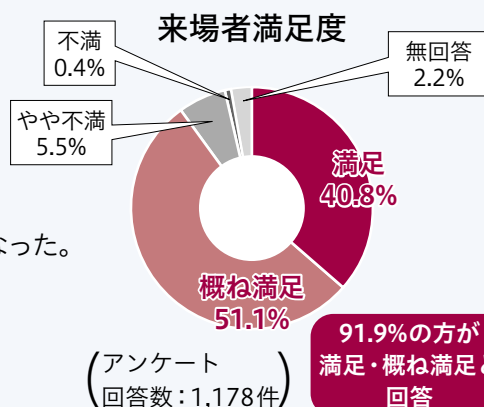
お問い合わせ窓口・
関係機関

【来場者アンケート】

- 自業種の知見を深めるだけでなく、多業種への視野を広げるいい機会となった。
- さまざまな業種がコンパクトにまとめられており、ビジネスの可能性を感じた。
- 特別講演はお二人とも、とても興味深い内容で参考になった。

【出展者の声】

- 事前のフォローをととても丁寧にいただき、安心して当日を迎えることができた。
- マッチング広場(商談ブース)に関して、時間の管理がしっかりされていたため、大変動きやすかった。
- 多方面の企業と商談させていただき、有意義で大変満足できる商談会であった。



他機関が主催するビジネスフェアへの参加

金融機関や自治体等が主催するイベントに、ブース出展を行い、各種相談、保証制度や経営支援メニューの紹介に加え、リーフレットを配布する等のPR活動を行いました。

■第11回大阪府内信用金庫合同 ビジネスマッチングフェア2023

開催日	令和5年6月6日(火)、6月7日(水)
場 所	マイドームおおさか
主催者	大阪府内7信用金庫、大阪府信用金庫協会

■第25回きたしんビジネスマッチングフェア2023

開催日	令和5年11月8日(水)、11月9日(木)
場 所	マイドームおおさか
主催者	北おおさか信用金庫

■第36回東大阪産業展テクノメッセ東大阪2023

開催日	令和5年11月8日(水)、11月9日(木)
場 所	マイドームおおさか
主催者	東大阪商工会議所 産業展実行委員会

■ビジネスチャンス発掘フェア2023

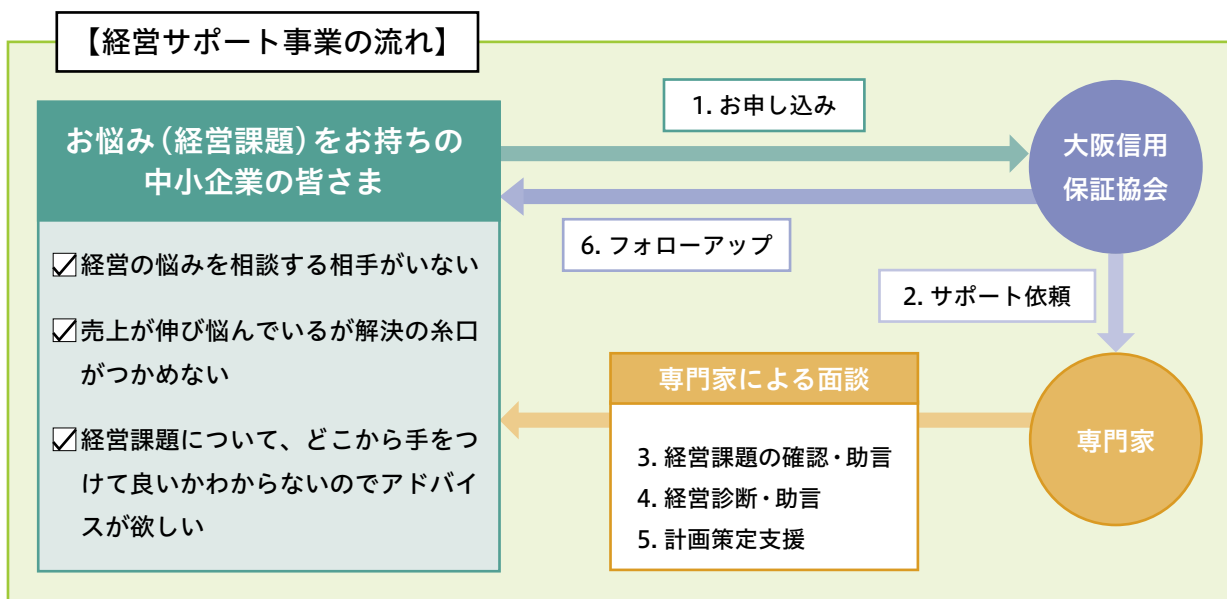
開催日	令和5年11月29日(水)、11月30日(木)
場 所	マイドームおおさか
主催者	北河内産フェア運営委員会等

経営サポート事業(国の「経営支援強化促進補助金」に基づく事業)

■経営サポート事業

当協会の職員が各企業のニーズを把握したうえで外部専門家にサポートを依頼し、経営診断や経営改善等をテーマとした計画書の策定支援を実施しました。

本事業では、お客さまの多種多様な経営課題に対応するため、経営改善、事業承継、創業および生産性向上にかかる計画策定支援コースをご用意しています。また、各計画策定支援コースに加えて、所要時間を短縮し、損益計画に主眼をおいた事業計画策定を行う「計画策定支援クイックコース」もご利用いただけます。



■支援後のフォローアップ

過年度に経営サポート事業をご利用いただいた計画策定支援実施先に対し、計画の進捗動向についてフォローアップを実施しました。ご希望の方にはあらためて外部専門家を派遣し、専門家から問題点等についてアドバイスを行いました。

支援内容	延べ回数	企業者数
事業案内	1,412回	1,409先
問診コース(フェーズⅠ)	822回	819先
診断コース(フェーズⅡ)	1,585回	566先
計画策定支援コース※	1,566回	358先
経営改善計画策定支援コース	1,535回	350先
創業計画策定支援コース	12回	3先
事業承継計画策定支援コース	12回	3先
生産性向上計画策定支援コース	7回	2先
フォローアップ	458回	458先

※各計画策定支援コースには「計画策定支援クイックコース」を含みます。

経営改善につながる保証の取組み

当協会では、原材料高や人手不足等の影響を受けて経営に課題を有するお客さまに対して、実情にあわせてきめ細やかな対応に努めています。

また、金融機関との連携を密にしてお客さまの状況を把握し、必要に応じて借換や条件変更の金融支援を行うことで、お客さまが経営課題を解決するための「時間づくり」ができるようサポートしています。

■ 伴走支援型特別保証

返済負担軽減のための借換需要や事業好転の契機となるような前向きな資金需要等に対応しました。

※伴走支援型特別保証は、令和6年6月30日保証申込受付分をもって取扱いを終了しましたが、貸付実行後も金融機関がフォローアップを行い、当協会とともに継続的に伴走支援を行っています。

(単位:件・億円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保証承諾件数	11,035	16,881	23,373
保証承諾金額	2,124	3,874	6,408

本保証に積極的に取組んだ結果、当協会は3年度連続で、
保証承諾件数、保証承諾金額ともに全国最多となりました。

■ 事業再生計画実施関連保証(通称:経営改善サポート保証)

「経営サポート会議」(詳しくはP.24をご参照ください。)等での協議をもとに作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した方へは、保証料負担が大幅に軽減される「経営改善サポート保証(感染症対応型)」の活用を通じ、事業再生に向けた支援を行っています。

■ 令和5年度 経営改善に係る保証状況

(単位:件・百万円)

	保証承諾				保証債務残高			
	件数	(対前年比)	金額	(対前年比)	件数	(対前年比)	金額	(対前年比)
伴走支援型特別保証	23,373	138.5%	640,772	165.4%	40,569	170.3%	937,317	194.6%
経営改善サポート保証(※)	828	220.2%	30,569	224.4%	1,644	170.0%	54,374	176.1%

(※)「経営改善サポート保証(感染症対応型)」を含みます。

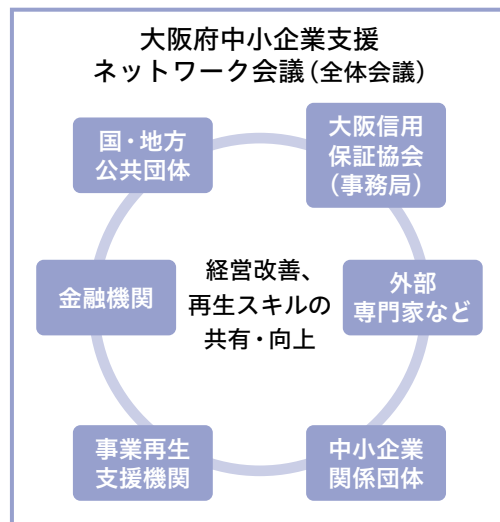
大阪府中小企業支援ネットワークについて

地域の関係者の力を総動員して、中小企業者の経営改善や再生を促す環境を整備することを目的として、都道府県単位で「中小企業支援ネットワーク」を構築しています。

大阪府中小企業支援ネットワークは、大阪府内の中小企業者を支援する機関（金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業団体、国、地方公共団体等）による連携支援態勢です。当協会が事務局となり、大阪府中小企業支援ネットワーク会議（全体会議）および経営サポート会議（個別会議）を開催し、ネットワークの強化に努めています。

■大阪府中小企業支援ネットワーク会議の開催

当会議は、中小企業者の経営改善・事業承継等に携わる関係者が、各局面の最新情報等を共有することで、地域の中小企業者への支援態勢を構築することを目的に開催しています。



●第21回 大阪府中小企業支援ネットワーク会議

開催日時	令和5年8月2日（水）
開催方法	ハイブリッド形式（リアル・オンライン）
参加機関数	44機関
講演内容	「中小企業政策の方向性」 近畿経済産業局 産業部中小企業課 課長 麻野 浩樹 氏 「ポストコロナ 現場担当者に求められる本業支援の素養」 株式会社 地域金融ソリューションセンター 代表取締役 竹内 心作 氏 「各機関における本業支援の取組・事例について」 京都信用金庫・大阪シティ信用金庫・当協会

●「未来の地域金融に向けたシンポジウム（第22回大阪府中小企業支援ネットワーク会議）」

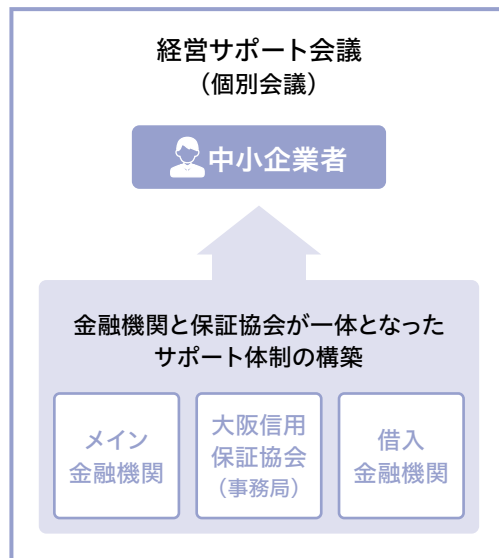
第22回開催については、より広く情報共有するため、近畿経済産業局との共催にて開催しました。

開催日時	令和6年2月7日（水）
開催方法	ハイブリッド形式（リアル・オンライン）
参加者数	リアル参加者66名、オンライン参加者151名
講演内容	「事業者支援態勢構築プロジェクトについて～管内における事業再生支援等の取組状況～」 近畿財務局 理財部金融総括課 課長 永山 孝明 氏 「中小企業支援施策～令和5年度補正予算など～」 近畿経済産業局 産業部中小企業課 課長 麻野 浩樹 氏 「挑戦する企業を応援する地域金融～経営者保証改革を中心に～」 神戸大学 経済経営研究所教授 家森 信善 氏 「金融機関の事業性評価の未来～事業成長担保権への道～」 日下企業経営相談所 代表 日下 智晴 氏 パネルディスカッション【経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて】

■経営サポート会議の開催

個々のお客さまを対象に随時開催している会議で、お客さま・金融機関・当協会が一堂に会し情報共有を図っています。お客さまから「1年間の事業活動」「次年度以降の事業計画」「今後の資金調達計画・資金繰り状況」「現状抱える経営課題」等を報告いただき、意見交換の後、必要に応じて経営改善についての助言を行うなど、金融機関と当協会が一体となってお客さまをサポートします。

お客さまは、複数の金融機関と信用保証協会それぞれに同じ説明をする必要がなくなり、金融機関は、他機関と支援の足並みを揃えやすいというメリットがあります。また、経営改善サポート保証の利用時における事業再生計画への合意形成に向けた意見交換の場としても利用いただいており、これらの結果、令和5年度は283回の開催となりました。



実務者ミーティングの開催

府内中小企業者に対する経営支援および再生支援を促進するため、関係支援機関との連携を強化しています。その一環として、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫と合同で実務者ミーティングを開催しています。

令和5年度は9月12日(火)、11月16日(木)、令和6年3月5日(火)の3回にわたり開催し、取組施策や事例・ノウハウ等の共有を図ることで、より実効性の高い支援態勢の構築に努めました。

加えて、個別案件相談等も随時開催し、連携の強化を図りました。

大阪府中小企業活性化協議会との連携強化

大阪府中小企業活性化協議会との連携強化のため、同協議会へ当協会の職員をトレーニー派遣しました。また、支援内容および支援対象等について、実務者レベルでの理解を深めるため、月1回程度の定期的な意見交換を実施したほか、合同案件相談会を開催するなど、実務者同士での連携を図りました。

■トレーニー派遣

同協議会が有する再生支援のノウハウの習得と再生支援の専門家等とのネットワーク構築を目的に、当協会職員を「トレーニー」として派遣しています。昨年度に引き続き、令和5年度は4月から9月までの半年間に職員1名を派遣し、同協議会が有する再生支援のノウハウを学びました。

派遣後、学んだノウハウ等を共有するため、トレーニー参加職員が内部研修を実施しました。

■合同案件相談会

当協会の各部支店に同協議会の専門家をお招きし、当協会職員との案件相談会を開催しました。相談会の開催により、支援方針の目線合わせが可能になるとともに、当協会職員の再生支援スキルが向上するなど、連携の効果が表れています。

当協会から同協議会へ紹介した件数は39者となり、
全国トップクラスの実績となりました。

地方創生ファンドへの出資について

当協会では、創業や中小企業者の経営の改善、発達を支援することを目的とする次の①から⑤の地方創生ファンドへ出資を行っています。(⑤については、今年度あらたに出資したものです。)

①関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合(通称:イノベーションファンド25)

ファンド総額	15億6千万円【追加募集により最大25億円程度】(うち当協会出資額2億円)		
組員	無限責任組員:池田泉州キャピタル(株) 有限責任組員:大阪信用保証協会、(株)池田泉州銀行 他		
設立日・存続期間	令和元年9月20日から10年	投資実績	26件/11億1百万円
主な投資対象	大阪・関西万博が目指す「SDGsが達成される社会」「Society5.0の実現」に貢献する技術・ビジネスモデルを持った企業		

②おおさか事業承継・創業支援投資事業有限責任組合(通称:おおさか事業承継・創業支援ファンド)

ファンド総額	5億円(うち当協会出資額2億円)		
組員	無限責任組員:フューチャーベンチャーキャピタル(株) 有限責任組員:大阪信用保証協会、大阪信用金庫		
設立日・存続期間	令和元年9月30日から10年	投資実績	8件/1億5千4百万円
主な投資対象	大阪信用保証協会、大阪信用金庫の営業エリア内に本社または拠点を置き、事業承継および創業・第二創業に取り組む企業		

③OSAKA地域成長・創業支援投資事業有限責任組合(通称:City・Simpوステップアップファンド)

ファンド総額	5億円(うち当協会出資額2億円)		
組員	無限責任組員:信金キャピタル(株) 有限責任組員:大阪信用保証協会、大阪シティ信用金庫		
設立日・存続期間	令和2年2月3日から10年	投資実績	6件/2億4千5百万円
主な投資対象	大阪信用保証協会、大阪シティ信用金庫の営業区域に拠点を有し、経営改善に取り組む成長が見込める事業者や創業または創業後まもないが今後の成長が期待できる事業者		

④大阪・関西万博活性化投資事業有限責任組合(通称:大阪・関西万博活性化ファンド)

ファンド総額	13億5千1百万円(うち当協会出資額1億円)		
組員	無限責任組員:バイオ・サイト・キャピタル(株)、SBI地域活性化支援(株) 有限責任組員:大阪信用保証協会、SBIキャピタルマネジメント(株)、(公財)大阪産業局 他		
設立日・存続期間	令和3年12月24日から10年	投資実績	8件/4億1百万円
主な投資対象	大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に適合し、大阪・関西に拠点を有するスタートアップ、ベンチャー、中小企業者等		

⑤関西イノベーションネットワーク2号投資事業有限責任組合(通称:イノベーションファンド25Next)

ファンド総額	29億3千万円(うち当協会出資額2億円)		
組員	無限責任組員:池田泉州キャピタル(株) 有限責任組員:大阪信用保証協会、池田泉州銀行 他		
設立日・存続期間	令和5年5月30日から10年	投資実績	7件/2億9千万円
主な投資対象	主に大阪・関西に事業所または事業基盤を有し、地域社会における新事業の創出等産業振興に寄与し、関西経済の活性化や雇用の確保に繋がると判断される事業者(シーズ期(起業前の段階)の企業も含む。)		

(注)各ファンドの概要は、令和6年3月31日時点の内容になります。

SDGsの取組み

令和元年10月に、SDGsの趣旨に賛同し地域貢献への基本的な方針として、「大阪信用保証協会SDGs宣言」を策定しました。

大阪信用保証協会SDGs宣言

大阪信用保証協会は、「中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する」という信用保証理念のもと、持続可能な開発目標(SDGs)の趣旨に賛同するとともに、信用保証協会の公共性と社会的責任、セーフティネット機能としての重要な役割を認識し、中小企業者の金融の円滑化、事業活動の創造・維持・発展をサポートし、地方創生に努めてまいります。

■SDGs推進保証「ウイング」の取扱い (P.12をご参照ください。)

■広報物・ノベルティ等の制作

広報物やノベルティ等について、環境に配慮した材料を可能な限り使用し、環境への負担軽減に努めています。

■清掃活動の実施

令和6年2月7日(水)、一斉清掃活動「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」を実施しました。当日は職員17名が参加し、当協会本店周辺の美化活動に努めました。

～「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」とは～

大阪市が大阪マラソンとタイアップし、マラソン開催前の一定期間において、大阪市全域での清掃活動への参加を呼びかけていたものです。



■大阪・関西万博への参加

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が実施する「TEAM EXPO 2025」プログラムにおいて、当協会は「共創パートナー」に登録されています。

『中小企業者が輝く「未来」の架け橋として、金融と経営の一体支援で全力サポート！』を取組目標に掲げ、大阪・関西万博の成功に向けた取組みを進めています。



■海外機関との交流

中小企業者の振興は海外の多くの国でも重要な政策課題として位置づけられています。今年度は、コロナ禍で中断していた海外からの視察研修受入れを再開し、来日された多くの方々をお迎えしました。

○「杭州市担保業協会」受入

受入日 令和5年9月7日(木)
来訪者 中国杭州市担保業協会および
会員企業の役員 計14名



○「2023年度中小企業振興政策研修」受入

受入日 令和5年12月4日(月)
来訪者 東ヨーロッパおよびアフリカ諸国計8か国の
中小企業振興に携わる行政官 計8名



それぞれ、「中小企業金融における信用補完制度について～信用保証協会の役割～」と題して、日本における信用補完制度の仕組みや信用保証協会の役割について、講義を行いました。

大学講義の取組み

産学連携を推進し、当協会の認知度と信用保証制度への理解度向上を目的として、大学生向けの講義を行っています。今年度は、立命館大学、近畿大学、大阪公立大学、関西学院大学にて実施し、当協会の金融支援や経営支援の取組み等、中小企業金融における保証協会の役割について理解を深めていただきました。

» 立命館大学

テーマ：「信用保証協会の概要について」
日 程：リアル 令和5年6月12日(月)

» 近畿大学

テーマ：「未来の社長のための信用保証協会講座」
日 程：リアル (前期) 令和5年7月3日(月)
(後期) 令和5年11月27日(月)

» 大阪公立大学

テーマ：「中小企業金融における信用補完制度と
経営支援の取組みについて」
日 程：オンライン 令和5年7月13日(木)

» 関西学院大学

テーマ：「信用保証協会の概要について」
日 程：リアル 令和5年10月17日(火)



さまざまな媒体による広告の実施

■ 協会紹介動画

当協会の業務内容を理解していただくためのツールとして、当協会の紹介動画を制作し、令和6年1月からWebサイトおよび当協会YouTubeチャンネルにて公開しています。

また、広告用動画も制作し、Web広告の配信も随時行っています。



■ 車内ガイド放送(アナウンス広告)

当協会の知名度向上を図るため、令和4年4月からOsaka Metro 中央線「堺筋本町駅」(当協会サポートオフィスの最寄駅)到着時の車内アナウンスを実施しています。



次は堺筋本町、堺筋本町～

「中小企業の金融・経営をサポート 大阪信用保証協会」へお越しの方は次でお降りください。

■ 吊革広告

Osaka Metroの御堂筋線の車両2両に企業内容広告を掲載しています。



発刊物による広報（当協会Webサイトにも掲載しています。）

当協会をはじめてご利用になるお客さま向け

■信用保証のご案内

信用保証のしくみや当協会が取扱う各種保証制度の概要をまとめた「信用保証のご案内」を作成し、窓口にご相談に来られたお客さま等にお渡ししています。



■創業支援・経営支援のご案内

当協会が実施しているさまざまな創業・経営支援施策について取りまとめたリーフレットを作成し、各種イベントや当協会窓口にて配布しています。

■創業支援リーフレット

創業期の方向けの支援施策をご紹介します。



■経営支援リーフレット

中小企業者の皆さまへの経営支援施策をご紹介します。



■事業承継支援リーフレット

事業承継に係る各保証制度の利用要件等を説明しています。



金融機関ご担当者さま向け

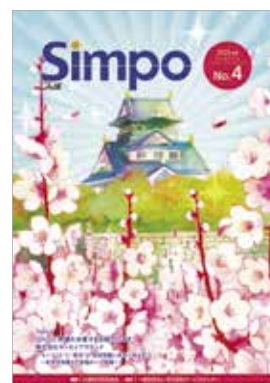
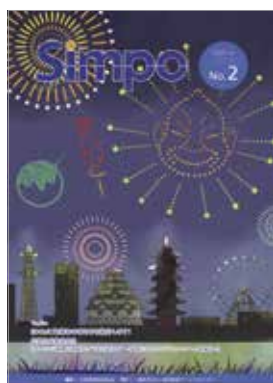
■信用保証の手引き

金融機関の皆さまへ、保証取扱いのポイントと保証制度の概要を簡潔に紹介した手引書として「信用保証の手引き」（金融機関用）を作成しています。

■広報誌「Simpo」

広報誌「Simpo」を年4回発刊しています。今年度は、当協会の取組みに加え、信用保証に係るQ&AやSDGsに取組むお客さまのインタビュー記事などを掲載しました。また、四半期毎の統計資料、日本政策金融公庫と共同で行っている信用保証利用企業動向調査の結果も公表しています。

今年度の表紙は、産学連携の一環として、大阪芸術大学の学生に「まいど up 大阪」をテーマに作成していただきました。

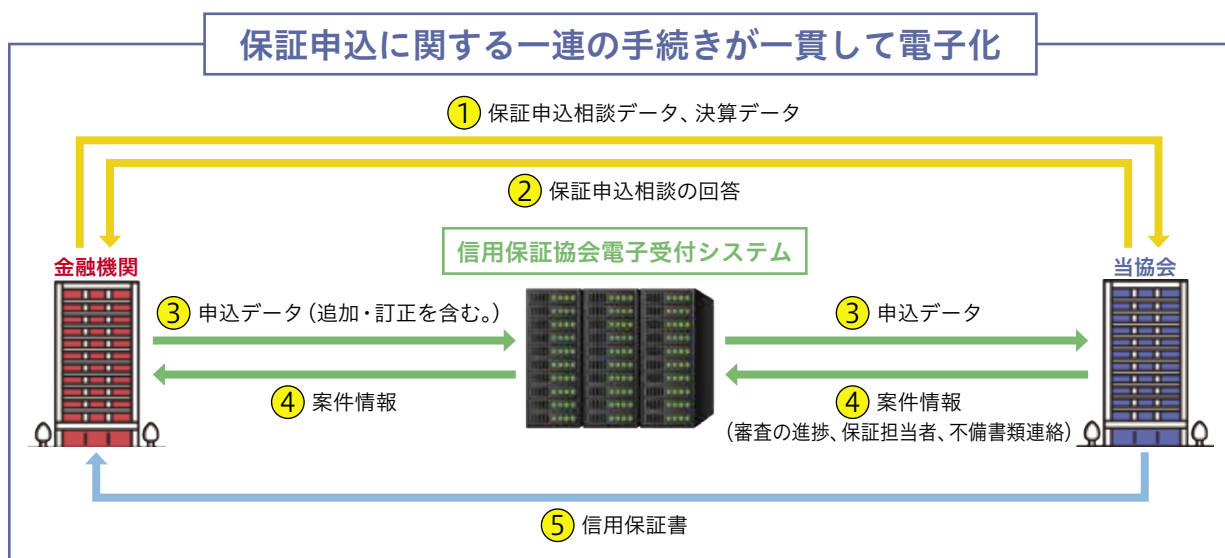


保証申込電子化の取組み

「信用保証協会電子受付システム」とは、全国51の信用保証協会が保証申込手続きを電子化するために、全国信用保証協会連合会が構築したシステムで、当協会では令和4年度から本システムを活用した保証申込の電子化を開始しています。

当協会のORBITシステムは、決算データ伝送を含めた保証申込相談や信用保証書の交付手続きの電子化および保証申込相談から信用保証書の交付までの保証申込に関する一連の手続きの電子化を全国に先駆けて開始しており、融資の迅速化や金融機関の事務負担軽減といったニーズに対応してきました。

今後、より多くの金融機関に「信用保証協会電子受付システム」の活用を拡大し、中小企業金融におけるDXを一層進めてまいります。



～ORBITシステム～

信用保証協会の事務効率化および省力化ならびにシステムリスクの縮減を目的として開発した保証協会業務共同化システムで、借換時の保証料精算機能や、平成26年1月から全国の信用保証協会に先駆けて実施している信用保証書のインターネット配信機能など、中小企業者、金融機関の皆さまの利便性向上を図る機能を盛り込んでおり、現在8信用保証協会が利用しています。

当協会は、同システムの運営会社と連携し、ORBITシステムの安定運営・機能強化に努めています。

■ 運営会社の概要

- 商号** 保証協会コンピュータサービス株式会社 (略称:HCS株)
- 所在地** 大阪府門真市新橋町34-21
- 設立年月日** 平成27年6月1日



金融機関感謝制度

府内中小企業金融の円滑化や中小企業者への創業支援、経営改善支援等に資することを目的とし、当協会との連携のもと、多様な資金供給を通じて中小企業者の振興発展に貢献いただいた金融機関に感謝の意を表すため、金融機関感謝制度を実施しています。

令和5年度感謝店舗としては、母店表彰2金融機関、営業店表彰9金融機関25営業店を選定しました。



大阪シティ信用金庫



池田泉州銀行

外部評価委員会の実施

令和5年7月に外部有識者で構成される外部評価委員会を開催し、委員の意見・アドバイスを踏まえて、「令和4年度経営計画の評価」および「令和4年度コンプライアンス態勢および運営状況の評価」を作成しました。

評価内容は近畿経済産業局を通じ経済産業大臣に報告するとともに、経営の透明性を確保する観点から、当協会Webサイトに掲載しています。

反社会的勢力の排除への取組み

信用保証協会の社会的公共性を認識し、大阪府警察との緊密な連携によって暴力団等反社会的勢力を排除し、信用保証業務の適正な運営を図ることを目的として「信用保証協会大阪地区暴力団対策連絡協議会」を設置しています。

令和6年2月に総会を開催し、当協会の反社会的勢力排除の取組みを報告しました。

反社会的勢力排除への備えとして、反社データの蓄積、組織としての反社対応態勢の整備、警察・弁護士等との連携強化などが重要であることを再確認しました。

大阪府「男女いきいき・元気宣言」事業者への登録



「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度は、大阪府が「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男性も女性もいきいきと働くことのできる取組みを進めている事業者を応援する制度で、当協会は平成30年3月13日に登録されました。引き続き男女ともに働きやすく、働きがいのある組織づくりを推進してまいります。

信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいます。)保険部門に対して再保険を行う信用保険制度の総称です。

信用保証制度と信用保険制度が有機的に結合することにより信用補完制度が機能し、中小企業金融の円滑化に貢献しています。

信用補完制度とは「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称です。

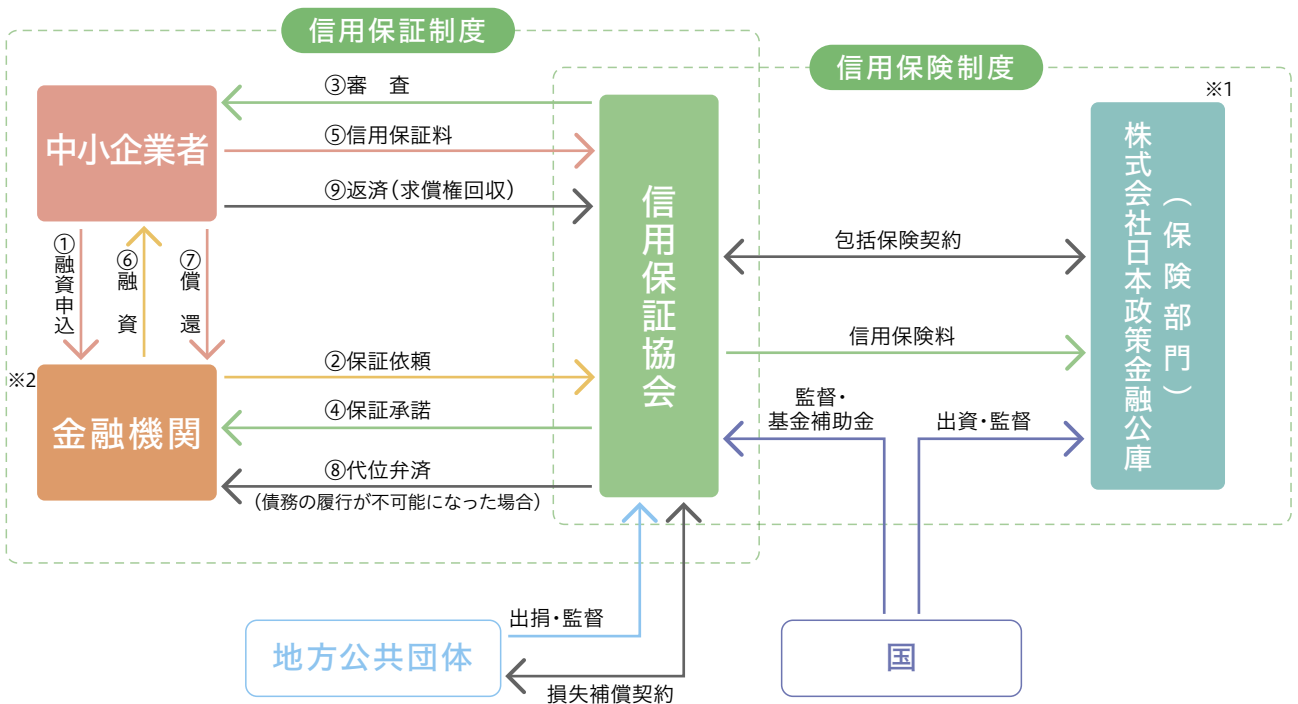
信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者の資金繰りを支援する制度です。信用保証協会は融資実行に際し、信用保証料を受領し、また融資が返済不履行になった場合は金融機関に対し代位弁済を行います。

信用保険制度

信用保証協会は公庫と信用保険契約(包括保険契約)を結んでいるため、保証付融資につき信用保険料を支払います。信用保証協会は、保証付融資が返済不履行になった場合、金融機関に対し代位弁済を行い、代位弁済額の内、一定割合の金額を公庫から保険金として受領します。

信用補完制度のしくみ



※1 株式会社日本政策金融公庫は、全額国が出資している法人です。

※2 一部の大阪府融資制度保証につきましては、当協会・大阪府等もご相談・お申し込み窓口となっています。

信用保証制度のしくみ

信用保証協会は、中小企業者が金融機関から融資を受けるとき、または中小企業者が社債を発行するとき、その債務の保証を行う公的機関です。

万一、何らかの事情により、中小企業者が債務の履行が不可能になった場合、保証人として中小企業者に代わり金融機関または社債権者に債務の履行(このことを「代位弁済」といいます。)を行います。

代位弁済により求償権を取得し債権者となった信用保証協会は、中小企業者等の実状に応じて求償権の回収を行います。

信用保険制度のしくみ

信用保険制度の当事者は、公庫と信用保証協会の二者です。公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。

- ①信用保証協会は保証付融資につき、公庫に保険料を支払い、保険を掛けます。
- ②信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、公庫に保険金の請求を行います。
- ③公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の一定割合(概ね70%から80%)を保険金として信用保証協会に支払います。
- ④信用保証協会は、代位弁済により取得した求償権の回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。

※公庫の保険を付すため、保証の要件、資格、対象業種、資金用途などについては、中小企業信用保険法等に準拠しています。

損失補償制度のしくみ

損失補償制度とは、信用保証協会が代位弁済した場合、公庫からの保険金で補填されない部分について、一定割合で損失補償金を受領するしくみのことです。この制度は、損失補償契約に基づくもので、代表的なものとして、大阪府融資制度に係る大阪府との損失補償契約があります。

- ①信用保証協会は、金融機関に代位弁済し公庫から保険金を受領した後、大阪府等に対し損失補償金の請求を行います。
- ②大阪府等は、代位弁済した元利金額の一定割合を損失補償金として信用保証協会に支払います。
- ③信用保証協会は、代位弁済した求償権の回収金を、損失補償金の受領割合に応じて大阪府等に納付します。



責任共有制度のしくみ

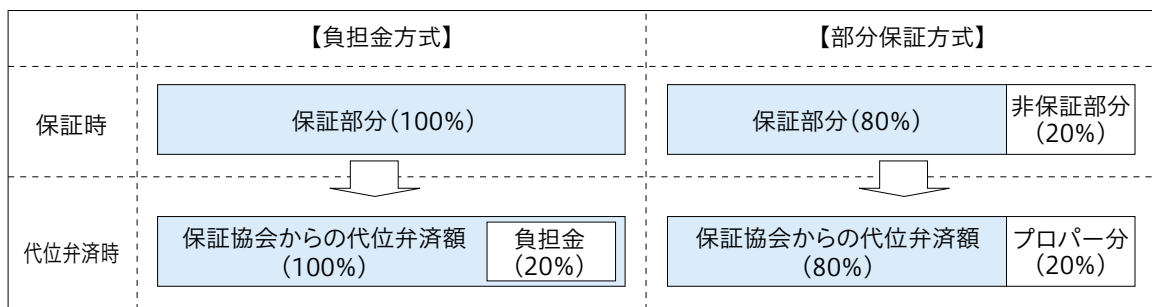
平成19年10月1日から全国の信用保証協会において、責任共有制度を導入しました。

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的としています。

責任共有制度には、負担金方式、部分保証方式の2つの保証方式があります。制度導入時にいずれの方式を採用するか各金融機関に選択いただいています。

負担金方式は、貸付金額の全額が代位弁済の対象となり(100%保証)、金融機関と信用保証協会との特約に基づき、代位弁済後に一定割合(20%)の負担金を金融機関が信用保証協会に拠出する方式です。(※下記に補足説明を記載)

部分保証方式は、貸付金額の一定割合(80%)を信用保証協会が信用保証し、残りの非保証部分(20%)については、金融機関のプロパー債権となる方式です。



金融機関の選択方式にかかわらず、特定社債保証、流動資産担保融資保証など、部分保証方式のみの取扱いとなる保証制度があります。

また、経営安定関連特例1号～4号、6号に係る保証、危機関連保証、創業関連保証、小口零細企業保証、特別小口保険に係る保証など、責任共有制度の対象とならない保証制度があります。

※信用補完制度を持続可能なものとする観点から、負担金方式を選択した金融機関から信用保証協会が受領した負担金の一定割合を公庫へ納付します。

個人情報保護宣言

大阪信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)等の法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- ①当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会Webサイトまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ②取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記の利用目的以外には使用いたしません。
- ③取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

当協会は、お客様の個人データ(当協会が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。)について、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

なお、安全管理措置の主な内容につきましては、当協会Webサイトまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検等を行います。

6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の個人情報相談窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

上記6・7の具体的な手続につきましては当協会Webサイトまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)『「開示等の求め」に応じる手続等に関する事項』をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取組みます。

9. 個人情報相談窓口

当協会における個人情報等に関する各種お問い合わせ窓口は以下のとおりです。

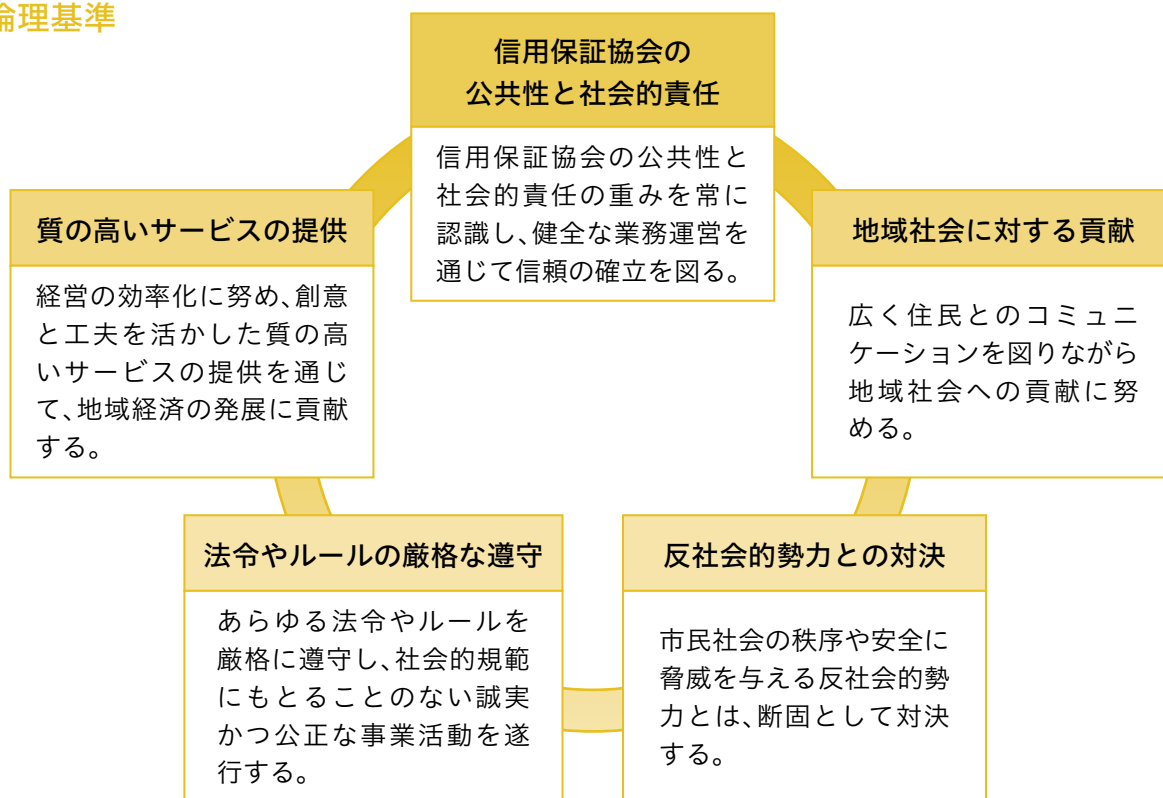
本 店	総 務 課	〒530-8214	大阪市北区梅田3丁目3番20号	06-6131-7567
サポートオフィス	経営相談課	〒541-0053	大阪市中央区本町1丁目4番5号	06-6260-1730
堺 支 店	保証事務課	〒590-0946	堺市堺区熊野町東3丁目1番4号	072-223-3011
東 大 阪 支 店	業務管理課	〒577-0035	東大阪市御厨中2丁目1番1号	06-6781-9511
門 真 支 店	業務管理課	〒571-8567	門真市新橋町34番21号	06-6906-2511
千 里 支 店	業務管理課	〒560-0082	豊中市新千里東町1丁目2番4号	06-6835-3005

コンプライアンス

当協会が、中小企業者の金融円滑化という設立目的を持続的に果たしていくためには、業務の健全性を維持し、社会の信頼を得ることがなによりも必要であると考えています。そのためには、あらゆる法令やルールを遵守し、誠実かつ公正な業務の執行が必要であり、コンプライアンスに関するマニュアルを定め、リスク管理の重要性を認識し、適正に業務を遂行し、社会的責任・経営目標を達成することで、地域経済・社会への貢献を果たしてまいります。

また、情報管理の重要性を認識し、適切な運用に努めています。

■倫理基準



■コンプライアンスへの取組み

1. コンプライアンスにおいては、役職員全員の意識を高めることが重要と考え、以下の取組みを実践しています。

1. コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の維持、強化を図るため「コンプライアンス委員会」を設置しています。
2. 法令等遵守態勢を実現する手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定しています。
3. 具体的な行動計画を策定し、達成状況を適切に評価するため、「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。
4. コンプライアンス態勢および運営状況について自己評価を行い、外部有識者から構成される外部評価委員会の意見書とともに内容を公表しています。
5. 公益通報者保護法に則り、内部通報を行った職員等の保護を図るとともに、不正行為等の未然防止や早期発見と是正を図るため、内部通報体制を整備しています。

※退職後1年以内の職員等は公益通報者保護法において内部通報を行うことができます。(担当:コンプライアンス室)

II. 不正利用者、反社会的勢力等に対して、捜査当局等の関係機関と連携し、断固とした姿勢で臨み、適正な信用保証に努めています。

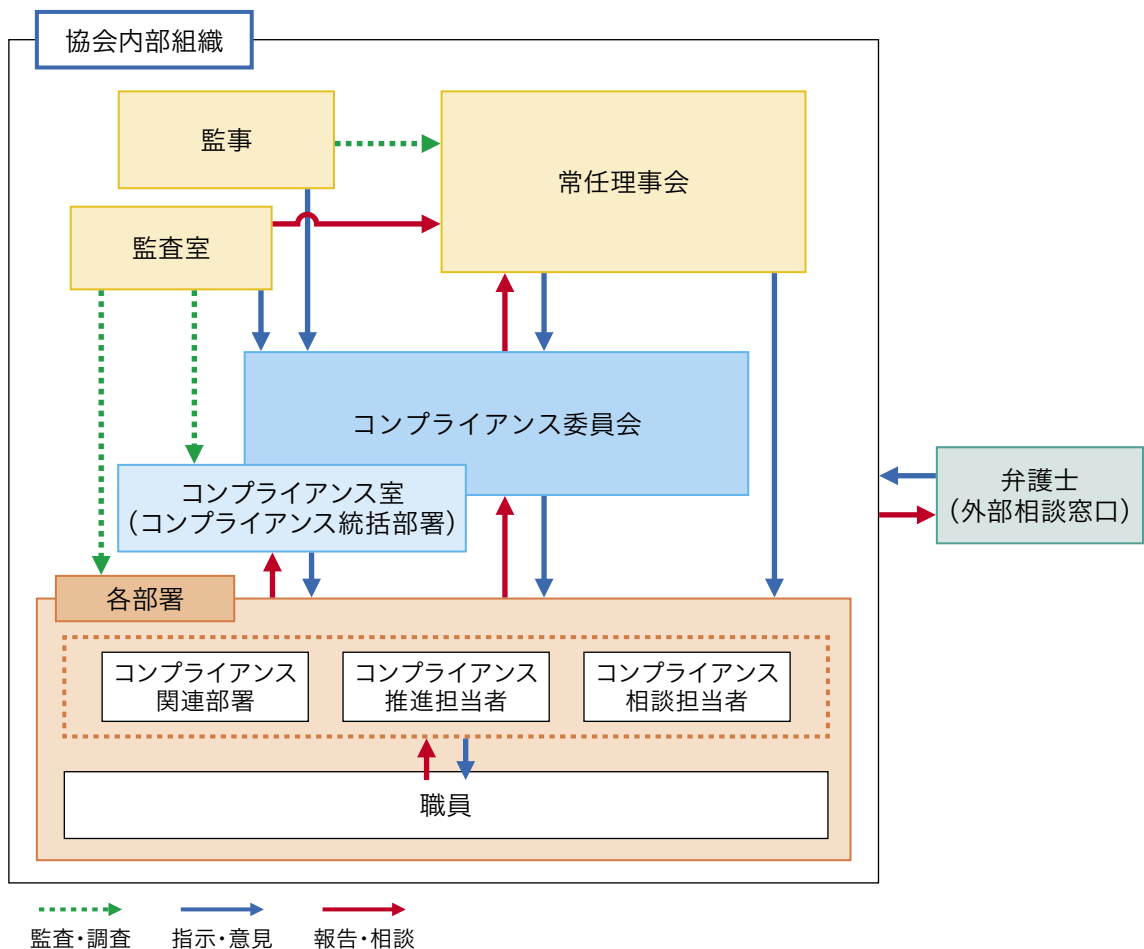
1. 申込書への虚偽・不実記載の申し込みはお断りします。
2. 添付公文書・私文書の偽造の申し込みはお断りします。
3. 金融あっせん屋等が介在、介入する申し込みはお断りします。

III. 保証審査の公平性と透明性の確保に努めています。

1. 第三者の「信用調査における同席および交渉」をお断りします。
2. 第三者からの「保証審査に関する問い合わせおよび交渉」をお断りします。
 - ◆悪質な場合は今後の利用もお断りします。
 - ◆犯罪となる場合は告訴・告発いたします。
 - ◆第三者には加入団体、地域の世話役、コンサルタント・顧問税理士等も含まれます。
(ここでいう第三者には、金融機関等取扱機関を含みません。)
 - ◆第三者との申込人の顧客情報にかかわるやりとりは、個人情報保護法などの法令および当協会の規定により規制されています。
 - ◆その他、第三者に関連する法令としていわゆる出資法や、いわゆる公職者等のあっせん利得処罰法の規定があります。



■コンプライアンス体制図



■情報管理への取組み

情報セキュリティポリシー

大阪信用保証協会は、業務遂行を目的として保有する情報資産を、漏えい、き損、改ざんなど様々な脅威から保護し安全な状態を維持するため、以下のとおり情報セキュリティポリシーを定めます。

1. 当協会は、保有する情報資産を保護するため、情報セキュリティ態勢(組織体制とその運用等)の維持・充実に努めます。
2. 当協会は、情報セキュリティに問題が生じた場合、関連法令等に基づき、原因究明や再発防止など適正な対処に努めます。
3. 当協会は、役職員等に対し、情報セキュリティに関する知識の向上・意識の醸成に努めます。
4. 当協会は、技術の進展、社会的環境の変化に応じて、情報セキュリティ態勢を継続的に見直し、改善することに努めます。

保証業務を行うために収集、作成、活用する情報は、当協会にとって貴重な財産であり、これらの情報を安全に効率良く活用するための基盤を構築し、適切な管理を推進していくことが必要です。

保有する情報資産を守るため、基本的な指針として「情報セキュリティポリシー」を制定し、情報セキュリティ態勢の整備、継続的改善に努めています。

役職員が情報に対する適切な管理の重要性を認識し、個人情報保護法の遵守を基本に適正な運用に取り組んでいます。

■顧客サービス向上への取組み

「顧客サービス向上委員会」を設置し、お客さまの立場にたった親身な実務対応や接遇面のサービス向上に努めています。

さらに、経営支援部において外部との連携を図りつつ経営相談等の経営支援や創業支援、企業支援部ソリューション推進室 業務推進課において再生支援に関する相談を行い、並行して本店・各支店の窓口
に総合相談窓口(P.67～68をご参照ください。)を設置し、一層きめ細やかな対応を行っていく態勢を整えています。

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

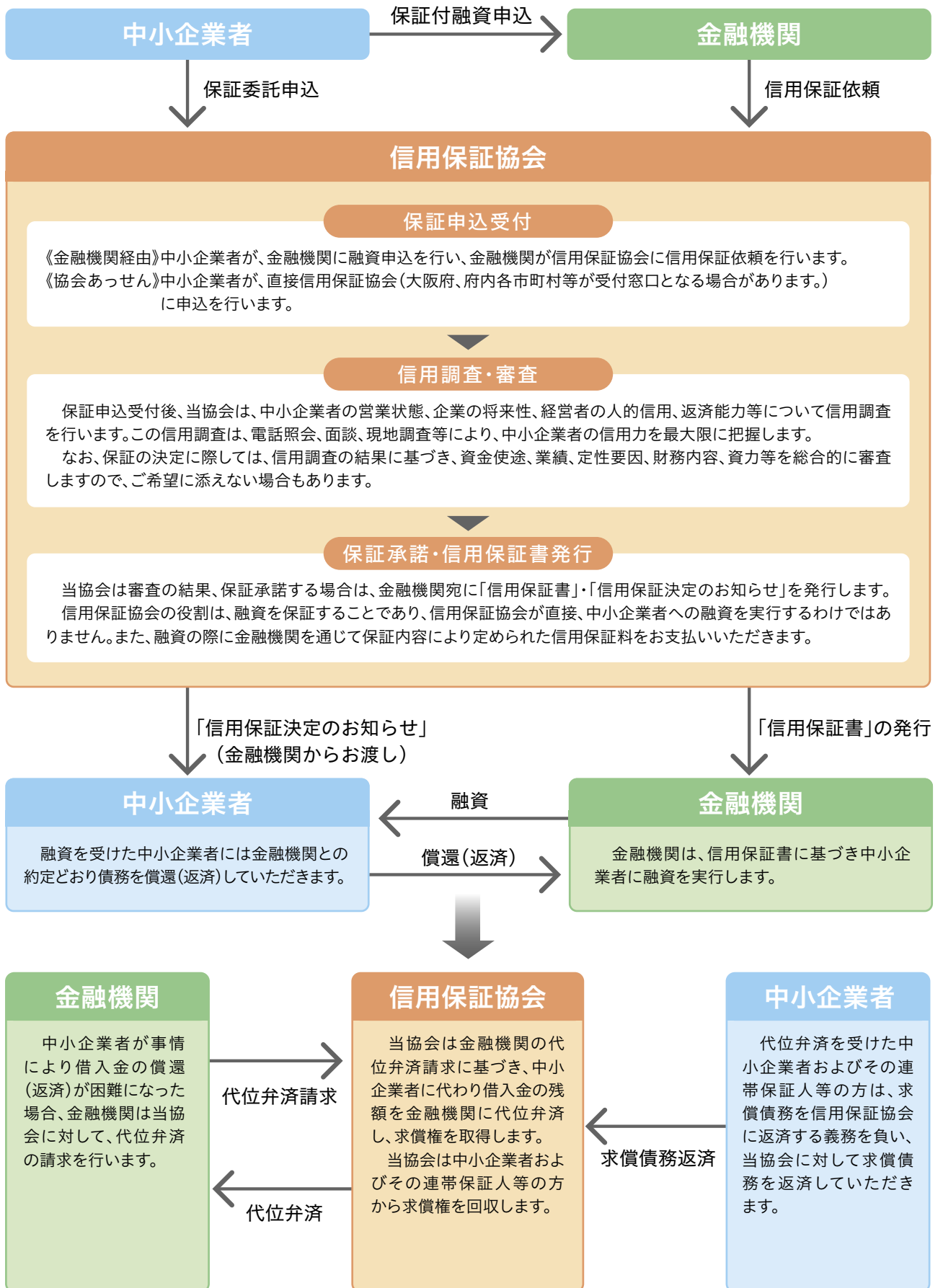
令和5年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

保証業務の流れ



当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和5年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

信用保証の対象

■企業規模

中小企業信用保険法等に定める中小企業者で、常用従業員数または資本金(出資金)が次表のいずれかに該当する必要があります。

業 種	常用従業員数	資本金(出資金)
製 造 業 等	300人以下	3億円以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよび チューブ製造業ならびに工業用ベル ト製造業を除く。)	900人以下	
卸 売 業	100人以下	1億円以下
サ ー ビ ス 業	100人以下	5,000万円以下
旅 館 業	200人以下	
小 売 業 (飲食店を含む。)	50人以下	5,000万円以下
医 療 法 人 等	300人以下	—

- (注)**
- 製造業等には、建設業・運送業・不動産業・倉庫業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・金融業の一部・旅行業などを含みます。
(倉庫業の中の「物品預り・駐車場業」は、常用従業員数100人以下、資本金5,000万円以下となります。)
 - 組合の場合は、別の条件が定められています。
 - 特定事業を行う特定非営利活動法人(NPO法人)は、常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については100人)以下であれば申込可能です。ただし、利用できない保証制度があります。
 - 医療法人等とは、医療法人および医業を主たる事業とする一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人等をいいます。ただし、利用できない保証制度があります。

■営業区域および業歴

大阪府内で事業を行っている方が対象です。

なお、保証制度毎に業歴等の要件が定められている場合があります。

■資金使途

信用保証の対象となる資金使途は、事業資金のみです。

■対象業種

ほとんどの業種が対象となりますが、次に掲げる業種は対象となりません。

1. 農業、林業(素材生産業および素材生産サービス業を除く。)
2. 漁業
3. 金融業の一部、保険業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く。)
4. 集金業、取立業(公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除く。)
5. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する性風俗関連特殊営業等
6. 土地売買業(投機目的とする場合)
7. その他、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるもの

また、許認可や届出等を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

■連帯保証人

連帯保証人が必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

当協会の連帯保証人は、金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっていただくこととなります。(金融機関から印鑑証明書などを求められる場合がありますので、ご了承ください。)

なお、実質的な経営権を持つ方や組合における代表理事以外の理事、組合員(組合員が法人の場合はその代表者)など、個々の事情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

※「民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)」(令和2年4月1日施行)により、連帯保証人になれる方は原則として公証人と直接面会し、「保証意思宣明公正証書」による保証意思確認手続きが必要となります。

ただし、個人事業者のお申し込みの場合の同一事業に従事している配偶者の方、法人のお申し込みの場合の理事・取締役・執行役またはこれらに準ずる方、総株主の議決権の過半数を有する方については公正証書の作成は不要です。

経営者保証を不要とする保証の取扱いができる場合について

経営者が法人の連帯保証人になることを経営者保証といいます。

次表のいずれかに該当すれば、経営者保証を不要とする保証が利用できます。

< 経営者保証を不要とする保証の取扱い >

通称	要件
金融機関連携型	以下のすべてを満たしていること <ul style="list-style-type: none"> 取扱金融機関の信用保証の付かない融資(既存融資もしくは同時実行する融資)について、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全も図られていない 「直近決算期において債務超過でない」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない」 法人と経営者との一体性解消が図られていると取扱金融機関が確認しているなど
担保充足型	<ul style="list-style-type: none"> 法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られていること
財務要件型	<ul style="list-style-type: none"> 直近決算期において一定の財務要件を満たしていること (「財務要件型無保証人保証」でのご利用となります。P.48をご参照ください。)
事業者選択型経営者保証非提供制度	<p>次の(1)～(5)のすべてを満たしていること</p> <p>(1) 申込日以前2年間において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること</p> <p>(2) 申込日の直前決算において、代表者(準ずるものを含む。)への貸付金等がなく、かつ、役員報酬・賞与・配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと</p> <p>(3) 次の両方またはいずれかを満たしていること</p> <p>① 申込日の直前決算において、債務超過でないこと</p> <p>② 申込日の直前2期決算において、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと</p> <p>(4) 次の両方について、継続的に充足することを誓約する書面を提出していること</p> <p>① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること</p> <p>② 申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者(準ずるものを含む。)への貸付金等がなく、かつ、役員報酬・賞与・配当金等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと</p> <p>(5) 保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること</p> <p>< 上乗せする保証料について ></p> <p>上記(3)①と②について、</p> <p>両方を満たす場合……………協会所定の保証料率に<u>0.25%上乗せ</u></p> <p>どちらか一方のみを満たす場合…協会所定の保証料率に<u>0.45%上乗せ</u></p> <p>両方を満たさない場合……………利用対象外</p> <p>ただし、法人設立後最初の決算または2期目の決算が未了の場合、0.45%上乗せで利用可能です。</p> <p>本取扱いと同要件で、お客さまが負担する保証料に対し、国が保証料の一部を補助する「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証」(P.48をご参照ください。)もございます。</p>

このほかにも、経営者保証を不要とする取扱いができる場合があります。詳細については当協会までお問い合わせください。

信用保証料

ご利用となる保証、貸付金額、保証期間、返済方法等に応じて、所定の信用保証料が必要です。

信用保証協会が行う信用保証は、すべて公庫の信用保険に付されます。

お客さまからいただいた信用保証料には、信用保証協会が公庫に支払う信用保険料のほか、信用保証制度を運営する上で必要な費用が含まれています。

■弾力化料率を適用する保証

一般保証、特定社債保証等大半の保証が対象となります。

保証料率は、お客さまの決算内容等により下表のとおり区分され、責任共有制度の対象保証には「責任共有保証料率※」、対象外保証には「責任共有外保証料率」が適用されます。

※「責任共有保証料率」とは、信用保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本となる責任共有保証料率(年)	有担保(通常料率)	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%
	有担保(割引料率※1)	1.62%	1.49%	1.31%	1.13%	0.95%	0.81%	0.63%	0.45%	0.32%
	有担保(割引料率※2)	1.44%	1.32%	1.16%	1.00%	0.84%	0.72%	0.56%	0.40%	0.28%
	無担保	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
特殊保証※3の責任共有保証料率(年)	有担保	1.52%	1.39%	1.22%	1.05%	0.88%	0.75%	0.58%	0.41%	0.29%
	無担保	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%
基本となる責任共有外保証料率(年)	有担保	2.10%	1.90%	1.70%	1.50%	1.25%	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%
	無担保	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

※1 基本となる責任共有保証料率(年)(有担保)については、全国統一の保証料率から当協会独自の割引を実施しています。

※2 提携有担保保証については、さらに割引した料率を適用しています。

※3 特殊保証とは、当座貸越(貸付専用型)根保証、事業者カードローン当座貸越根保証等の根保証のことをいい、低保証料率を適用します。

保証料率区分は、保証のお申し込みをいただいたお客さまの決算内容等を「CRD」によるスコアリングシステムに入力した後、保証審査を踏まえ、保証諾否とともに決定します。

お客さまには金融機関からお渡しする「信用保証決定のお知らせ」にてお知らせします。

保証決定までの間にお客さまからのお申し出がある場合、保証料率区分をお答えさせていただくことも可能ですが、あくまでも見込みであり、確定した保証料率区分ではありません。

◆◆「CRD」とは◆◆

経済産業省(中小企業庁)のバックアップにより、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された「中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)」の略称で、信用保証協会や金融機関から中小企業者の財務データ等を収集し、これをデータベース化したものです。現在は非営利法人である「一般社団法人CRD協会」により運営されています。

CRDは、約170の金融機関等が会員となっている中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

※匿名データであり、個々の企業を特定したデータベースではありません。

■弾力化料率を適用しない定率の保証

セーフティネット保証(責任共有対象外 年0.90%、責任共有対象 年0.80%)、経営安定資金保証(責任共有対象外 年0.90%、責任共有対象 年0.80%)、危機関連保証(年0.80%)、流動資産担保融資保証(年0.68%)などの保証においては、定率の保証料率が適用されます。また、小口零細企業保証では、付保する保険の種類により、年1.00%となる場合があります。

■保証料率の割引制度

保証のお申し込み時に決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が履歴事項全部証明書等により確認できる会社については、適用料率から0.10%引き下げします。(会計参与割引)

※伴走支援型特別保証等一部の保証制度は対象外です。

※「会計参与割引」は、全国の信用保証協会での統一の取扱いです。

■信用保証料の計算方法

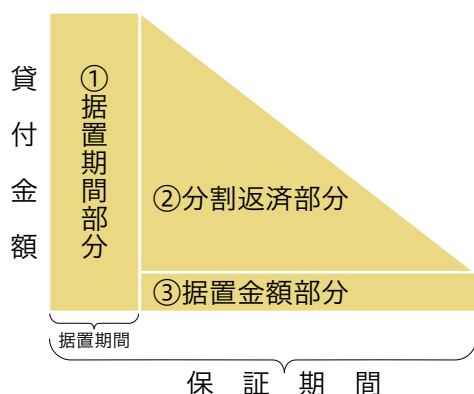
返済方法に応じて、次のとおり計算します。

なお、計算式中の「保証料率」部分について、責任共有制度の対象保証は「責任共有保証料率」、責任共有制度の対象外保証は「責任共有外保証料率」となります。

1. 一括返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月数)} \times \frac{1}{12}$$

2. 分割返済の場合



据置期間・据置金額部分のない分割返済の場合	：②
据置期間部分のある分割返済の場合	：①+②
据置金額部分のある分割返済の場合	：②+③
据置期間・据置金額部分のある分割返済の場合	：①+②+③

①据置期間部分

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{据置期間(月数)} \times \frac{1}{12}$$

②分割返済部分

$$(\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)}) \times \text{係数} \times \frac{1}{12}$$

③据置金額部分

$$\text{据置金額} \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)}) \times \frac{1}{12}$$

*分割返済部分につきましては、分割返済回数に応じて、次の係数が適用されます。

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回～ 6回	0.700	0.770
7回～12回	0.650	0.715
13回～24回	0.600	0.660
24回超	0.550	0.605

■信用保証料のお支払い方法

1. 一括支払いの場合

貸付実行時に金融機関にてお支払いいただきます。

2. 分割支払いの場合

貸付金額1,500万円超かつ保証期間2年超の保証(特定社債保証等、一部の保証を除く。)であり、お客さまのお申し出がある場合は、信用保証料を分割してお支払い(年払い)いただくことが可能です。

【分割支払いに際してご留意いただくこと】

- ・信用保証料の総額に分割割合を乗じた額を各年度にお支払いいただきます。
なお、分割割合・分割回数は、保証期間に応じます。詳細は、当協会までお問い合わせください。
- ・分割支払いをご希望の場合は、保証申込時にお申し出ください。
- ・口座振替等所定の事務手続きが必要となります。

■信用保証料の返戻

信用保証料は違算を除き返戻しないのが原則ですが、最終履行期限前に完済された場合等で、お客さまの取引状況等により当協会が適当と認めた場合、信用保証料の一部を返戻することがあります。

ただし、1,000円未満となる場合は返戻いたしません。

■信用保証料の精算

新規保証により、完済条件とされた既存分に信用保証料の返戻が発生した場合、原則として新規保証の信用保証料と精算(相殺)いたします。

保証付融資実行後、お客さまの事情により返済方法を変更される場合には、変更後の返済金額や据置期間等に応じて信用保証料の再計算を行います。(原則、返済方法変更による信用保証料率の変更はなく、当初の保証料率が適用されます。)

再計算により追加の信用保証料が発生した場合には、返済方法変更手続き時にお支払い(精算)いただきます。

■延滞保証料

保証付債務の返済が遅延し、最終履行期限を経過した場合、遅延日数および遅延保証金額に応じて、延滞保証料をお支払いいただきます。

保証申込に際し、信用保証料のほかは、相談料・あっせん料・用紙代など一切いただきません。

主な金融機関経由保証

(令和6年4月現在)

金融機関経由保証は、大半が当協会80%、金融機関20%の負担割合となる責任共有制度の対象保証です。

- ・融資限度額以外に、他の保証との合算限度の定めがあります。
- ・保証により申込資格等が異なりますので、詳細は金融機関窓口または当協会窓口までお問い合わせください。

■一般保証

事業資金に対する保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期間	運転資金 原則7年以内 設備資金 20年以内	運転資金 原則5年以内 設備資金 7年以内
返済方法	原則分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.32%~1.62%	年0.45%~1.90%

○部分保証方式を選択している金融機関の場合、融資限度額が有担保保証2億5,000万円(組合5億円)、無担保保証1億円となります。

■小口零細企業保証

小規模企業者(常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く。))5人以下))の方を対象とした保証です。

融資限度額	期間	返済方法	貸付利率	責任共有外保証料率
2,000万円 〔保証協会の既存保証付融資残高(根保証においては、融資極度額)との合計で2,000万円〕	一般保証に準じます。	原則分割返済	金融機関所定	有担保保証 年0.40%~2.10% 無担保保証 年0.50%~2.20% 〔付保する保険の種類により年1.00%となる場合があります。〕

○本保証は、責任共有制度対象外(100%保証)の保証となります。

■当座貸越(貸付専用型)根保証、事業者カードローン当座貸越根保証

反復継続的に安定した資金に対する保証です。

	当座貸越(貸付専用型)根保証		事業者カードローン当座貸越根保証	
	無担保保証	有担保保証	無担保保証	(有担保保証)
融資限度額	100万円以上 5,000万円まで	100万円以上 2億円まで	100万円以上2,000万円まで	
期間	1年または2年 <1年または2年毎に更新>		1年または2年 <1年または2年毎に更新>	
返済方法	約定返済または随時返済		約定返済または随時返済	
貸付利率	金融機関所定		金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.39%~1.62%	年0.29%~1.52%	年0.39%~1.62%	(年0.29%~1.52%)

○部分保証方式を選択している金融機関の場合、当座貸越(貸付専用型)根保証の融資限度額は、無担保保証125万円以上6,250万円まで、有担保保証125万円以上2億5,000万円までとなります。また、事業者カードローン当座貸越根保証では、125万円以上2,500万円までとなります。

○事業者カードローン当座貸越根保証は、原則、無担保保証として取扱いしております。

○本保証の更新は、保証期間の延長の条件変更申込となりますが、当初の保証(始期)より満5年を経過している場合には、原則として既存分を決済条件とする新規申込をする必要があります。

当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取り組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和5年度事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口

■セーフティネット保証(1号～8号)

取引先企業等の倒産、自然災害等により、経営の安定に支障を生じている方を支援する保証で、通常の保証限度額とは別枠でご利用いただける特例の保証です。

(セーフティネット保証の保証限度額)

有担保保証	2億円(組合4億円) (6号認定については3億円)
無担保保証	8,000万円
特別小口保証(※)	2,000万円

+

(一般の保証限度額)

有担保保証	2億円(組合4億円)
無担保保証	8,000万円
特別小口保証(※)	2,000万円

(※)特別小口保証は、他の保証と併用してのご利用はできません。

○ご利用には市町村長の認定(中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号に基づく認定)が必要です。

○認定手続きについては、各市町村の中小企業金融担当課にご相談ください。

■伴走支援型特別保証 保証料補給あり

金融機関が継続的な伴走支援を行うことで、資金繰りの円滑化や前向きな資金調達を図るための保証です。

融資限度額	1億円		
期間	10年以内(一括返済の場合は1年以内)		
返済方法	一括返済または分割返済		
貸付利率	金融機関所定		
保証料率	セーフティネット 保証4号	セーフティネット 保証5号	一般関係保険
	<責任共有対象外保証> 年0.85%	<責任共有対象・対象外保証> 年0.85%	<責任共有対象・対象外保証> 年0.45%～2.20%
	経保免除対応(※1)適用の場合 年1.05%	経保免除対応(※1)適用の場合 年1.05%	経保免除対応(※1)適用の場合 年0.65%～2.40%
	中小企業者負担(※2) 年0.20%	中小企業者負担(※2) 年0.20%	中小企業者負担(※2) 年0.20%～1.15%

※1 本保証固有の要件に該当し、経営者を連帯保証人とししない取扱い。

※2 国が保証料の一部を補給します。

○セーフティネット保証4号・5号の場合、ご利用には各市町村の認定(中小企業信用保険法第2条第5項第4号または第5号)が必要です。

○認定手続きについては、各市町村の中小企業金融担当課にご相談ください。

○一般関係保険の場合、申込資格については別途売上高または利益率減少要件がありますので、金融機関窓口または当協会窓口までご相談ください。

※本保証は、令和6年6月30日保証申込受付分をもって取扱いを終了しました。

■特定社債保証

中小企業の方(株式会社等)が発行する特定の社債に対する保証です。

発行限度額	期間	返済方法	責任共有保証料率
3,000万円以上5億6,000万円まで 〔うち無担保は 2億5,000万円まで〕	2年以上 7年以内	期限一括償還 または定時償還	有担保保証 年0.32%～1.62% 無担保保証 年0.45%～1.90%

○保証割合が当協会80%、金融機関100%の共同保証形式です。

○社債利率・諸手数料は金融機関所定となります。

○他の有担保・無担保保証(経営安定関連保証および危機関連保証を除く。)と合算して保証金額5億円の範囲内で取扱います。

○取扱いは当協会と覚書を締結している金融機関に限られます。

■流動資産担保融資保証

中小企業者が有する売掛債権や棚卸資産を担保とした融資に対する保証です。

融資限度額	期間	返済方法	貸付利率	責任共有保証料率
2億5,000万円	根保証1年 (個別保証1年以内)	根保証 約定返済または随時返済 個別保証 原則、返済引当とした売掛債権の 支払期日に一括返済	金融機関所定	年0.68%

○保証割合は、保証協会80%・金融機関20%となります。

■事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 保証料補給あり

一定の要件に加え、信用保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とする保証です。

融資限度額	一般関係保険(無担保) 8,000万円	セーフティネット保証(無担保) 8,000万円	
期間	10年以内(一括の場合は1年以内)		
返済方法	一括返済または分割返済		
貸付利率	金融機関所定		
保証料率	一般関係保険	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号
	0.45%~1.90%に 0.25%もしくは0.45%を 上乗せした保証料率	0.90%に 0.25%もしくは0.45%を 上乗せした保証料率	0.80%に 0.25%もしくは0.45%を 上乗せした保証料率
	中小企業者が負担する保証料のうち、次のとおり国から一部補助されます。 令和6年度…0.15%、令和7年度…0.10%、令和8年度…0.05%		

- 一定の要件および上乗せする保証料率については、P.42の「事業者選択型経営者保証非提供制度」をご参照ください。
- セーフティネット保証4号・5号の場合、ご利用には各市町村の認定(中小企業信用保険法第2条第5項第4号または第5号)が必要です。
- 認定手続きについては、各市町村の中小企業金融担当課にご照会ください。

■プロパー融資借換特別保証

一定の要件の下で、申込金融機関の経営者保証を徴求しているプロパー融資を借換することができる保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期間	10年以内(一括の場合は1年以内)	
返済方法	一括返済または分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
保証料率	0.32%~1.62%	0.45%~1.90%

○申込金融機関における保証限度額は、申込金融機関における経営者保証非徴求のプロパー融資残高の範囲内となります。

■財務要件型無保証人保証

一定の財務要件の下で、経営者保証を不要とすることにより、中小企業者の積極的な設備投資および事業拡大を促すことを目的とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期間	7年以内(一括返済の場合は2年以内)(※)	
返済方法	一括返済または分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.32%~1.62%	年0.45%~1.90%

(※)設備資金を含む場合は10年以内となります。

■事業承継特別保証

事業承継時に経営者保証でお困りの方を対象とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期間	10年以内(一括返済の場合は1年以内)	
返済方法	一括返済または分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.32%~1.62%	年0.45%~1.90%
	中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合 年0.20%~1.15%	

ほかにも、当協会では事業承継の形態に応じた保証制度を用意しています。

- ・事業承継サポート保証
- ・経営承継関連保証
- ・特定経営承継関連保証
- ・経営承継準備関連保証
- ・特定経営承継準備関連保証
- ・経営承継借換関連保証

■事業再生計画実施関連保証(通称:経営改善サポート保証)

「経営サポート会議」での検討等により作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う方を対象とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円(組合4億円)	8,000万円 特別小口保証 2,000万円
期間	一括返済:1年以内 分割返済:15年以内	
返済方法	一括返済または分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
保証料率	責任共有対象保証 年0.80% 責任共有対象外保証 年0.90%	

■事業再生計画実施関連保証(通称:経営改善サポート保証)【感染症対応型】保証料補給あり

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化している中、「経営サポート会議」での検討等により作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う方を対象とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円(組合4億円)	8,000万円 特別小口保証 2,000万円
期間	一括返済:1年以内 分割返済:15年以内	
返済方法	一括返済または分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
保証料率	<責任共有対象保証> 年0.80% ただし、本制度固有の要件に該当し、経営者を連帯保証人とし不在の場合は年1.00% <責任共有対象外保証> 年1.00% ただし、本制度固有の要件に該当し、経営者を連帯保証人とし不在の場合は年1.20% 【信用保証料補給】 国が保証料の一部を補給するため、貸付実行時に中小企業者にご負担いただく保証料は保証料率年0.20%相当額になります。	

■金融機関連携型創業関連保証(ES保証・ES保証ネクスト)

金融機関との連携保証制度で、創業または創業後5年未満に必要な資金に対する保証です。

融資限度額	3,500万円
期間	10年以内
返済方法	原則均等分割返済
貸付利率	金融機関所定
責任共有外保証料率	<ES保証>年0.70% <ES保証ネクスト>年0.90%

○事業開始前もしくは事業開始後1年未満の方は、保証料率を0.10%引き下げします。

○ES保証ネクストは、これから会社を設立される方、または設立して5年未満の会社のみ利用が可能であり、経営者保証が不要です。

■提携保証

金融機関との連携保証制度で、金融機関における一定基準を満たした方を対象とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円	8,000万円(※1)
期間	30年以内	7年以内(※2)
返済方法	原則均等分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.28%~1.44%(※3)	年0.45%~1.90%

(※1)無担保保証8,000万円、普通保証8,000万円の範囲内となります。

(※2)設備資金のみの場合またはプロパー貸付の同時実行を保証条件とする場合は10年以内となります。

(※3)平成30年度から提携有担保保証については、20%の割引を実施しています。

○主な提携保証の有担保保証は、CSジョイント保証となります。また主な提携保証の無担保保証は、CSファンド保証となります。

主な大阪府中小企業向け融資制度保証

(令和6年4月現在)

融資制度名	保証対象	融資限度額	保証期間	貸付利率(年)	受付窓口
開業・スタートアップ応援資金	開業資金	合計3,500万円	10年以内	1.40%(※)	当協会 大阪府商工労働部 中小企業支援金融課 大阪府内各市町村 中小企業金融担当課 (大阪市を除く) 取扱金融機関
	無保証人対応				取扱金融機関
	地域支援ネットワーク型				地域支援ネットワーク型 取扱金融機関
無保証人対応	上記のうち⑨、⑪、⑬～⑮のいずれかに該当する方 ※税務申告1期末了の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。				
小規模資金	大阪府内において、原則として同一場所で6か月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を確認することが可能な小規模企業者の方	2,000万円 (信用保証協会の既存保証付き融資残高との合計で2,000万円以内)	10年以内	1.60%	原則 取扱金融機関
地域支援ネットワーク型	小規模資金の要件に加え、主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で、取扱金融機関本支店での利用を希望し、融資後3年間金融機関および商工会・商工会議所等によるフォローアップを受けることが可能な方			1.40%	地域支援ネットワーク型 取扱金融機関
経営安定資金(1号～6号認定)	中小企業信用保険法第2条第5項第1号～6号の認定を受けた方	2億円 (うち原則無担保8,000万円)	10年以内	金融機関所定	取扱金融機関
新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金	次の①～③のいずれかに該当する方 ①中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた方(市町村長の認定書が必要になります。) ②中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた方(市町村長の認定書が必要になります。) ③以下のいずれかに該当する方(減少要件確認書が必要になります。) ・最近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少している ・最近1か月の売上高総利益率が前年同月比5%以上減少している ・最近1か月の売上高総利益率が直近決算比5%以上減少している ・直近決算の売上高総利益率が直近決算前期比5%以上減少している ・最近1か月の売上高営業利益率が前年同月比5%以上減少している ・最近1か月の売上高営業利益率が直近決算比5%以上減少している ・直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期比5%以上減少している	1億円	10年以内	1.20%	取扱金融機関
新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金	以下の①から⑭に掲げるいずれかの計画(債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生計画 ②認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導または助言を受けて作成された事業再生計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)または同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画 ⑫中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画	2億円 (うち原則無担保8,000万円)	15年以内	1.20%	取扱金融機関

当協会の概要

経営計画
中期事業計画と

取組み
当協会の

しくみ
信用保証の

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

利用概要
信用保証の

事業報告
令和5年度

信用保証実績

組織機構

関係機関
お問い合わせ窓口

信用保証の利用概要

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和5年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

融資制度名	保証対象	融資限度額	保証期間	貸付利率(年)	受付窓口	
法認定型	経営環境変化等に対応するため、次の①～③のいずれかの計画承認を受けた方 ①経営革新計画 ②地域経済牽引事業計画 ③特定研究開発等計画	2億円(組合4億円) (うち無担保8,000万円)	運転資金 7年以内 設備資金 20年以内 (無担保 7年以内)	金融機関所定	取扱金融機関	
金融機関提案型	各取扱金融機関の定める要件に該当する方	金融機関所定 (一般保証の範囲内)		金融機関所定	取扱金融機関	
チ ヤ レ ン ジ ン	一般型 経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、融資後金融機関等によるサポートを受けることが可能な方	合計2億円 (うち無担保8,000万円)		有担保:20年以内 無担保:10年以内	1.20%以下の 金融機関所定 (固定金利)	取扱金融機関
	DX・カーボン ニュートラル型 経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、融資後金融機関等によるサポートを受けることが可能な方 ただし、DX・カーボンニュートラルに関する資金に限る。					
設備投資 応援融資	一般型の条件に加え、次のいずれかに該当する方 ①中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画にかかる新事業活動を営む方 ②中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき、先端設備等の導入を図る方 ③中小企業強靱化法に規定する認定事業継続力強化計画に基づき事業を行う方 ④中小企業強靱化法に規定する認定連携事業継続力強化計画に基づき事業を行う方 ⑤経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律第31条の認定を受けた方	①2億円 (うち無担保8,000万円) ②2億円 (うち無担保8,000万円) ③2億円 (うち無担保8,000万円) ④2億円 (うち無担保8,000万円) ⑤2億円(組合4億円) (うち無担保8,000万円)				
SDGsビジネス 支援資金	SDGsの取組みに関する事業計画を策定し、その実行に取組む方で、計画に記載した目標の達成状況を自己評価し、金融機関および保証協会に対し報告することが可能な方	2億円 (うち無担保8,000万円)	7年以内	1.40%以下の 金融機関所定 (固定金利)	取扱金融機関	
援 資 金	無保証人型 次のア～エのすべての要件を満たし、以下の①、②のいずれかに該当する方 ア 資産超過であること イ 返済緩和中でないこと ウ EBITDA有利子負債倍率(*)15倍以内 * (借入金・社債・現預金)/(営業利益+減価償却費) エ 法人と経営者の分離がなされていること ①3年以内に事業承継(=代表者交代等)を予定する「事業承継計画」を有する法人 ※複数回利用する場合は、1回目の保証日から3年以内に保証申請を行うものに限ります。 ②代表者が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じているとして、中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者	2億円 (うち無担保8,000万円) 無保証人型②および 計画承認型①③は、 それぞれ別2億円 (うち無担保8,000万円)	10年以内	1.40%以下の 金融機関所定 (固定金利)	取扱金融機関 (与信取引の ある金融機関 に限ります。)	
	事業承継 支援資金	計画承認型 次の①～⑤のいずれかに該当する方 ①中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者 ②中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者の代表者個人 ③事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者 ④事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた「事業を営んでいない個人」 ⑤事業会社の株主等から株式・事業用資産等を買取り取るため、新たに設立された持株会社		利用資格①～④ 運転資金10年以内 設備資金15年以内 利用資格⑤ 有担保:20年以内 無担保:15年以内		取扱金融機関

(※)女性・若者・シニア・U/Iターンに該当する方は、貸付利率が0.20%引き下げされます。ただし、保証対象⑤、⑥は女性・若者・シニア・U/Iターンの対象外です。

*上記の保証の保証料率について、原則9区分の弾力化料率が適用されます。

ただし、開業・スタートアップ応援資金、経営安定サポート資金については定率の保証料率が適用されます。また、新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金、チャレンジ応援資金の中の一部の制度についても定率の保証料率の適用があります。

*新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金については、国による信用保証料補給があります。

*個別の融資限度額以外に、他の保証との合算限度の定めがあります。また、特例等により利用条件等別の定めがあります。

詳細は、大阪府商工労働部中小企業支援室金融課、当協会、もしくは取扱金融機関までお問い合わせください。

*** 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課 Webサイト ***
(融資制度等についてご案内しています。)

大阪府 金融課

検索



令和5年度事業概況

事業計画/実績

(単位:百万円)

	令和5年度経営計画	令和5年度実績		令和6年度経営計画
		金額	対計画比	
保証承諾	900,000	1,189,266	132.1%	940,000
保証債務残高	3,700,000	3,889,992	105.1%	3,530,000
代位弁済	70,000	51,466	73.5%	65,000
実際回収	9,500	10,865	114.4%	9,500

収支計画/実績(全体)

(単位:百万円)

	令和5年度経営計画	令和5年度実績		令和6年度経営計画
		金額	対計画比	
経常収入	40,777	43,277	106.1%	40,491
経常支出	24,308	25,091	103.2%	23,607
経常収支差額	16,469	18,186	110.4%	16,884
経常外収入	83,143	74,887	90.1%	85,855
経常外支出	89,812	77,014	85.8%	89,239
経常外収支差額	△ 6,669	△ 2,127	—	△ 3,384
制度改革促進基金取崩額	0	0	—	0
当期収支差額	9,800	16,059	163.9%	13,500

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和5年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

令和5年度貸借対照表

貸借対照表

(単位:千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	594	基本財産	151,667,741
預け金	52,134,108	制度改革促進基金	0
金銭信託	0	収支差額変動準備金	67,512,803
有価証券	306,079,021	その他有価証券評価差額金	0
動産・不動産	4,983,086	責任準備金	25,911,327
損失補償金見返	229,173,856	求償権償却準備金	5,055,504
保証債務見返	3,889,991,527	退職給与引当金	5,171,772
求償権	13,954,185	損失補償金	229,173,856
譲受債権	0	保証債務	3,889,991,527
雑勘定	8,884,566	求償権補填金	0
		借入金	0
		雑勘定	130,716,414
合計	4,505,200,944	負債及び正味財産合計	4,505,200,944

上表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると次表のようになります。

(単位:千円)

借方			貸方		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
【資産】			【負債】		
現金・預け金	52,134,703	13.7%	その他有価証券評価差額金	0	0.0%
金銭信託	0	0.0%	責任準備金	25,911,327	6.8%
有価証券	306,079,021	80.3%	退職給与引当金	5,171,772	1.4%
動産・不動産	4,983,086	1.3%	借入金	0	0.0%
求償権	13,954,185	3.7%	雑勘定	130,716,414	34.3%
求償権償却準備金	△ 5,055,504	△ 1.3%	(未経過保証料)	(129,101,258)	(33.9%)
雑勘定	8,884,566	2.3%	(その他)	(1,615,156)	(0.4%)
(未経過保険料)	(8,017,856)	(2.1%)	負債合計	161,799,513	42.5%
(その他)	(866,710)	(0.2%)	【正味財産】		
			基本財産	151,667,741	39.8%
			(基金)	(118,629,935)	(31.1%)
			(基金準備金)	(33,037,806)	(8.7%)
			制度改革促進基金	0	0.0%
			収支差額変動準備金	67,512,803	17.7%
			正味財産合計	219,180,544	57.5%
合計	380,980,057	100.0%	負債及び正味財産合計	380,980,057	100.0%

- ・保証債務見返(借方)・保証債務(貸方)3,889,991,527千円、損失補償金見返(借方)・損失補償金(貸方)229,173,856千円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため、この表から除いています。
- ・実際求償権残高は、980,794,087千円です。

(基本財産の造成)

(単位:千円)

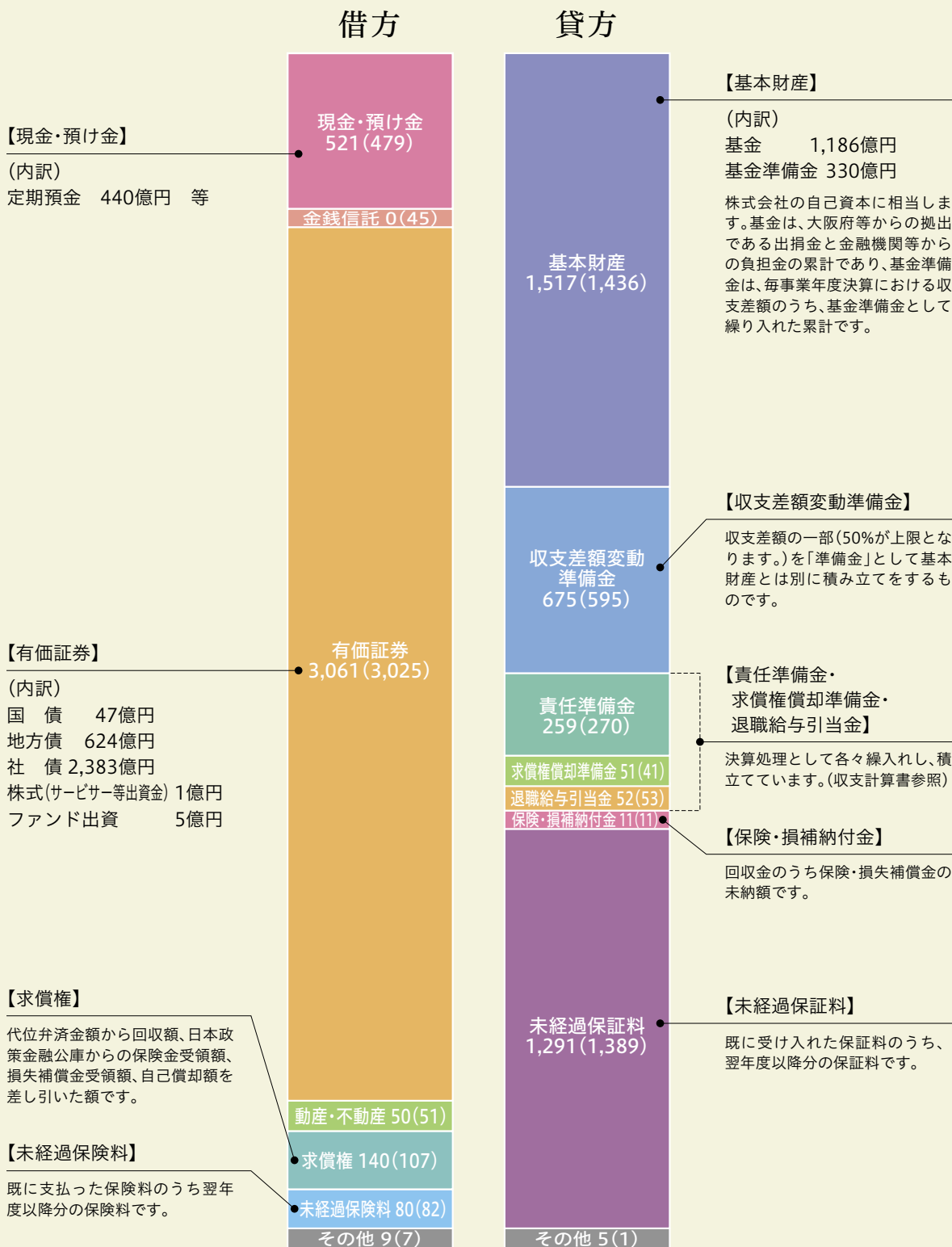
令和4年度末時点の基本財産	143,579,129
令和5年度中の出捐金受入	0
令和5年度中の金融機関等負担金受入	59,000
収支差額からの繰入	8,029,612
令和5年度末時点の基本財産	151,667,741

図解

令和5年度決算(貸借対照表)

[単位:億円]

()内は前年度数値を表します



※保証債務見返(借方)・保証債務(貸方)38,900億円、損失補償金見返(借方)・損失補償金(貸方)2,292億円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため図から除いています。

当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取り組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和5年度事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・関係機関

令和5年度収支計算書

収支計算書

(単位:千円)

科 目	金 額
経常収入	43,276,923
保証料	39,053,639
預け金利息	112,540
有価証券利息配当金	1,708,605
延滞保証料	11,119
損害金	275,522
責任共有負担金	1,747,891
その他	367,606
経常支出	25,091,165
業務費	7,725,969
借入金利息	0
信用保険料	17,359,977
責任共有負担金納付金	0
雑支出	5,219
経常収支差額	18,185,758
経常外収入	74,887,487
償却求償権回収金	1,168,261
責任準備金戻入	27,012,414
求償権償却準備金戻入	4,067,590
求償権補填金戻入	42,631,619
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
その他	7,603
経常外支出	77,014,021
求償権償却	45,953,392
譲受債権償却	0
雑勘定償却	22,467
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	14,234
責任準備金繰入	25,911,327
求償権償却準備金繰入	5,055,504
その他	57,097
経常外収支差額	△ 2,126,534
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	16,059,224
収支差額変動準備金繰入額	8,029,612
基本財産繰入額	8,029,612

左表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した収支計算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると下表のようになります。

(単位:千円)

経常外収支	
科 目	金 額
償却求償権回収金	1,168,261 …①
責任準備金	
戻入	27,012,414
繰入	△ 25,911,327
(当期純戻入額)	(1,101,087) …②
求償権償却準備金	
戻入	4,067,590
繰入	△ 5,055,504
(当期純戻入額)	(△ 987,914) …③
求償権償却	
求償権償却	△ 45,953,392
求償権補填金戻入	42,631,619
(保険金)	(39,109,731)
(損失補償補填金)	(3,521,888)
(当期自己償却額)	△ 3,321,772 …④
その他	△ 86,196 …⑤
経常外収支差額	△ 2,126,534 …⑥

*①+②+③+④+⑤=⑥となります。

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和5年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

図解

令和5年度決算(収支計算書)

[単位:億円]

()内は前年度数値を表します

経常支出 251(246)

【業務費】

人件費 39億円 物件費 39億円

【信用保険料】

保険料の支払いは1年毎に前払いしていますが、実際に支払った保険料ではなく、当年度分の保険料です。翌年度以降分の保険料は未経過保険料として貸借対照表の資産勘定に計上しています。

【責任共有負担金納付金】

責任共有制度において負担金方式を選択した金融機関から受領した負担金の一定割合を公庫へ納付しています。

経常外支出 770(601)

【求償権償却】

自己償却

代位弁済後5事業年度超分の求償権等回収見込みの無い求償権の自己資金による償却です。

【責任準備金繰入】

期末の保証債務残高に対し一定割合を積み立てています。

【求償権償却準備金繰入】

期末の求償権残高に対し一定割合を積み立てています。

当期収支差額 161(158)

業務費
77(71)

信用保険料
174(175)

責任共有負担金納付金 0(0)

求償権償却
460(290)

うち
保険金償却 391(246)
損補金償却 35(20)
自己償却 33(24)

責任準備金繰入
259(270)

求償権償却準備金繰入
51(41)

その他 0.9(0.3)

当期収支差額
161(158)

経常収入 433(430)

【保証料】

受領した保証料ではなく、当年度分の保証料です。翌年度以降分の保証料は、未経過保証料として貸借対照表の負債勘定に計上しています。

保証料
391(393)

【責任共有負担金】

責任共有制度において負担金方式を選択した金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。

利息・配当金 18(17)

責任共有負担金
17(14)

損害金等 7(6)

経常外収入 749(575)

【責任準備金戻入】

洗替方式による、前年度繰入額の戻入です。

責任準備金戻入
270(269)

【求償権償却準備金戻入】

洗替方式による、前年度繰入額の戻入です。自己償却の財源ともなります。

求償権償却準備金戻入
41(27)

【求償権補填金戻入】

代位弁済に伴い受領した保険金と損失補償金です。求償権償却(保険・損補償却)の財源となります。

求償権補填金戻入
426(266)

その他 12(13)

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和5年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

キャッシュ・フロー計算書(要約)

※信用保証協会法上、信用保証協会はキャッシュ・フロー計算書の作成は求められていませんが、当協会経営の透明性を確保する観点から、以下のとおりキャッシュ・フロー計算書を公表しています。

《表-1 キャッシュ・フロー計算書(要約)》

(単位:千円)

項目		令和5年度	令和4年度
事業活動によるキャッシュ・フロー	A	(*1) 3,359,614	1,252,115
投資活動によるキャッシュ・フロー	B	△ 4,170,535	△ 12,300,328
財務活動によるキャッシュ・フロー	C	59,000	50,000
現金および現金同等物の増加額	D=A+B+C	△ 751,921	△ 10,998,213
現金および現金同等物の期首残高		8,886,623	19,884,837
現金および現金同等物の期末残高		8,134,703	8,886,623

(*1)表-2は、よりご理解いただくために、事業活動によるキャッシュ・フローについて、信用保証協会業務の特性を踏まえた項目に区分し表示しています。

《表-2 事業活動によるキャッシュ・フロー》

(単位:千円)

項目		令和5年度	令和4年度	
主たる業務	保証料・保険料にかかるキャッシュ・フロー	a	12,093,844	9,846,180
	当期に受領した保証料等		29,260,334	27,339,780
	当期に支出した信用保険料		△ 17,166,490	△ 17,493,600
	代位弁済・求償権にかかるキャッシュ・フロー	b	△ 3,498,435	△ 3,696,100
	当期に支出した代位弁済金		△ 51,466,437	△ 35,165,089
	当期に受領した求償権補填金		42,631,619	26,583,894
	当期に受領した求償権回収金等		3,588,492	3,476,229
	当期に受領した責任共有負担金		1,747,891	1,408,866
	当期に支出した責任共有負担金納付金		0	0
	業務費等にかかるキャッシュ・フロー	c	△ 6,992,468	△ 6,535,216
	当期に支出した業務費等		△ 7,268,559	△ 6,779,907
	その他		276,091	244,692
	主たる業務収支にかかるキャッシュ・フロー 計	d=a+b+c	1,602,942	△ 385,136
	当期に受領した預け金利息・有価証券利息・配当金	e	1,756,673	1,637,250
当期に支出した借入金利息	f	0	0	
事業活動によるキャッシュ・フロー	g=d+e+f	3,359,614	1,252,115	

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和5年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

令和5年度信用保険・損失補償

■信用保険料・保険金受領額・保険金納付額・保険収支額

(単位:千円)

信用保険料(A)	信用保険契約に基づき、協会が公庫に保険料として支払った額	17,555,542
保険金受領額(B)	代位弁済により、協会が公庫から保険金として受領した額	40,246,833
保険金納付額(C)	代位弁済した求償債権の回収金を保険金の受領割合に応じて公庫に納付した額	7,779,715
保険収支額(A+C-B)		△ 14,911,576

*上記以外に責任共有負担金を公庫に納付しています。ただし、今年度の責任共有負担金納付額は0円でした。

■損失補償金受領額・損失補償金納付額(大阪府)

(単位:千円)

損失補償金受領額(A)	代位弁済により、協会が大阪府から損失補償金として受領した額	1,739,477
損失補償金納付額(B)	代位弁済した求償債権の回収金を損失補償金の受領割合に応じて大阪府に納付した額	404,446
(A) - (B)		1,335,031

■損失補償金受領額・損失補償金納付額(大阪市)

(単位:千円)

損失補償金受領額(A)	代位弁済により、協会が大阪市から損失補償金として受領した額	92,547
損失補償金納付額(B)	代位弁済した求償債権の回収金を損失補償金の受領割合に応じて大阪市に納付した額	150,918
(A) - (B)		△ 58,371

*上記金額は、キャッシュフローベースのため、決算の数値とは異なります。

*信用保険・損失補償についての解説は、P.32をご参照ください。

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画当協会の
取組み信用保証の
しくみ個人情報保護宣言・
コンプライアンス信用保証の
利用概要令和5年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

基本財産

基本財産とは、一般企業の自己資本に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の60倍(定款倍率)と定められています。したがって、中小企業者の保証需要に安定して応え、当協会の使命を果たしていくためには、基本財産の拡充が重要となります。

基本財産の構成

基本財産は、①基金および②基金準備金で構成されています。

- ①基金は、大阪府等からの拠出である出捐金(国からの基金補助金を含みます。)と金融機関等からの負担金で構成されています。
- ②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳

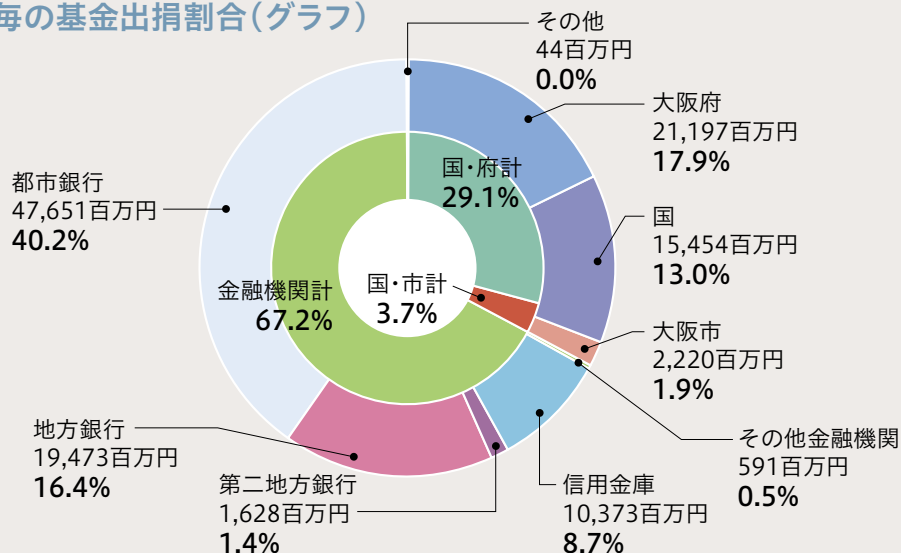
(令和6年3月31日現在)

基金	118,630 百万円
基金準備金	33,038 百万円
基本財産計	151,668 百万円

出捐機関毎の基金出捐割合(累計)

	金額	構成比
大阪府	21,197 百万円	17.9%
国から大阪府への基金補助金	13,321 百万円	11.2%
国から大阪市への基金補助金	2,133 百万円	1.8%
大阪市	2,220 百万円	1.9%
金融機関	79,715 百万円	67.2%
その他	44 百万円	0.0%
合計	118,630 百万円	100.0%

■ 出捐機関毎の基金出捐割合(グラフ)



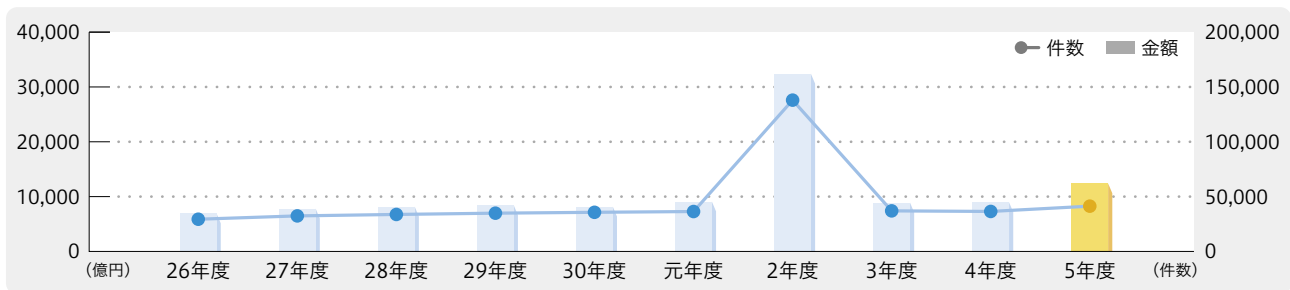
最近10カ年の事業概況

(単位:件・百万円)

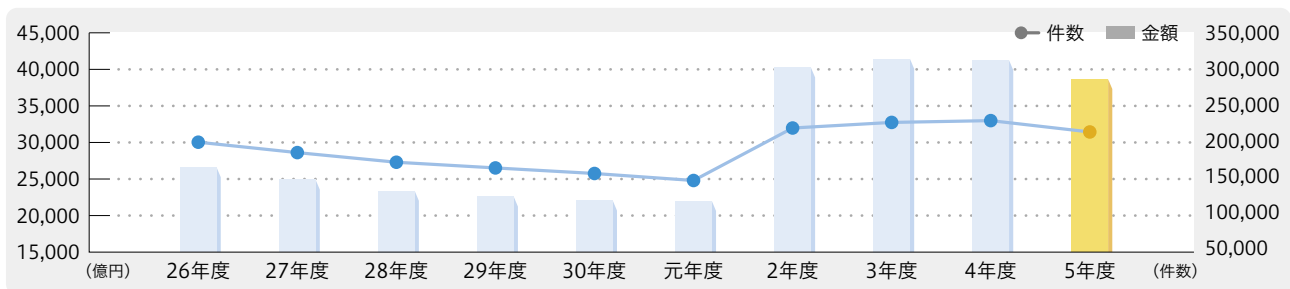
年度	保証承諾		保証債務残高		代位弁済		実際回収
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
26年度	29,373	691,564	200,344	2,676,773	5,338	66,517	17,248
27年度	32,409	780,919	186,125	2,503,737	4,648	56,367	16,922
28年度	33,727	816,243	172,928	2,349,131	3,961	46,151	18,683
29年度	34,886	841,322	165,145	2,268,874	3,129	37,556	15,785
30年度	35,683	815,656	157,538	2,212,649	2,964	36,696	13,535
元年度	36,393	909,098	147,954	2,207,426	2,982	36,563	12,340
2年度	137,979	3,238,712	219,757	4,061,145	1,863	25,010	10,539
3年度	36,995	890,315	227,407	4,181,384	1,683	24,294	10,940
4年度	36,462	895,579	229,874	4,163,587	2,355	35,165	11,108
5年度	44,379	1,189,266	211,607	3,889,992	3,640	51,466	10,865

※実際回収=元金+損害金

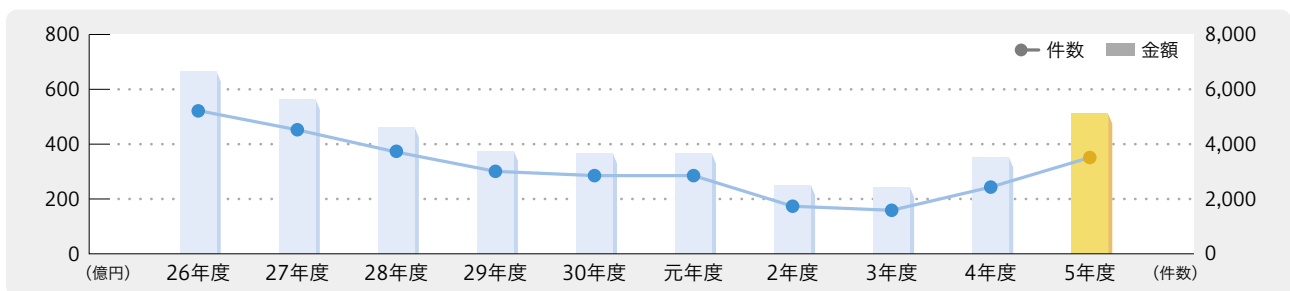
■保証承諾



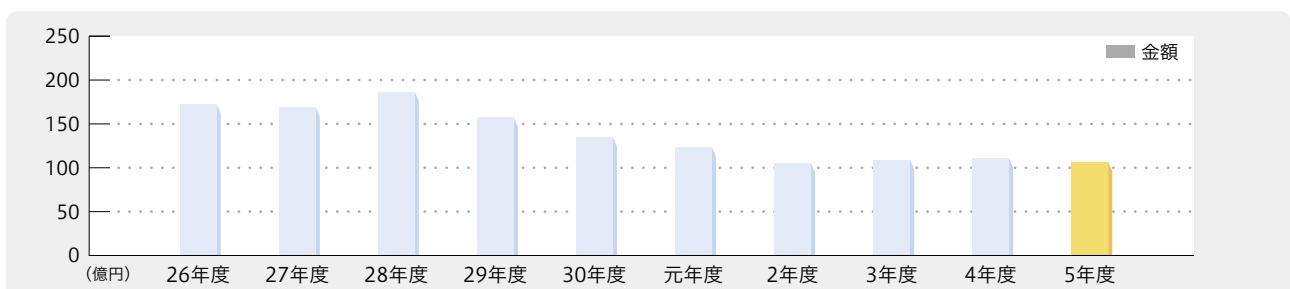
■保証債務残高



■代位弁済



■実際回収



当協会の概要

経営計画
中期事業計画と

取組み
当協会の

しくみ
信用保証の

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

利用概要
信用保証の

令和5年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

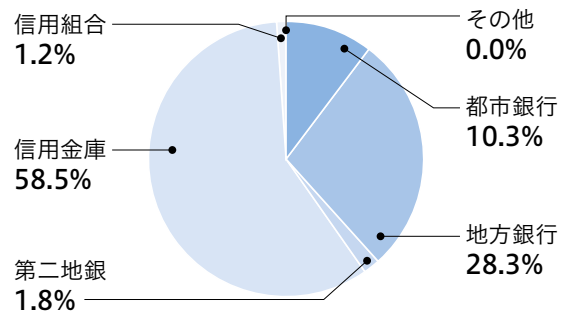
お問い合わせ窓口・
関係機関

令和5年度 保証承諾

■金融機関群別

(単位:件・百万円・%)

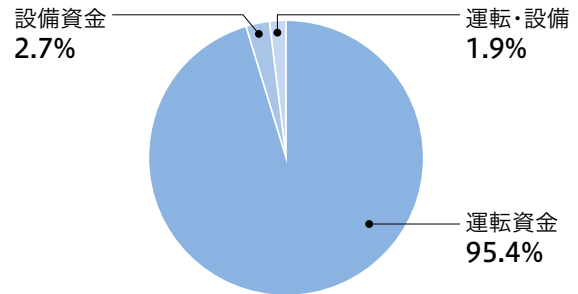
区分	件数	金額	構成比
都市銀行	3,295	122,405	10.3
地方銀行	10,047	336,668	28.3
第二地銀	706	20,813	1.8
信用金庫	29,145	695,281	58.5
信用組合	1,164	13,704	1.2
その他	22	396	0.0
合計	44,379	1,189,266	100.0



■資金使途別

(単位:件・百万円・%)

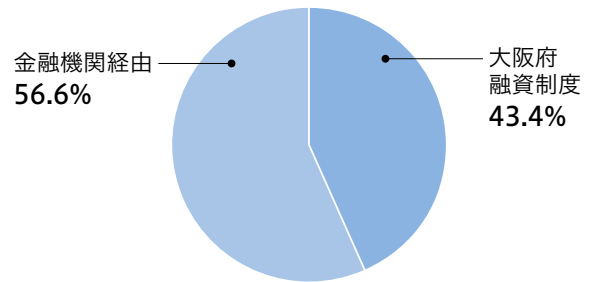
区分	件数	金額	構成比
運転資金	41,717	1,134,927	95.4
設備資金	1,498	31,571	2.7
運転・設備	1,164	22,768	1.9
合計	44,379	1,189,266	100.0



■制度別

(単位:件・百万円・%)

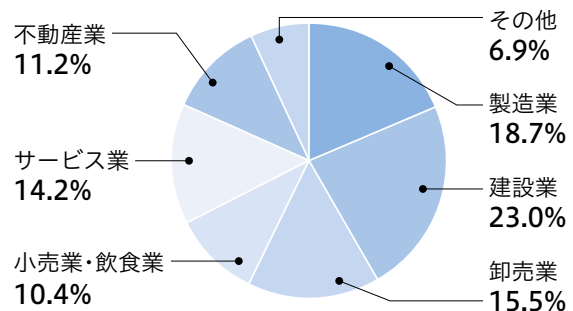
区分	件数	金額	構成比
大阪府融資制度	23,336	515,801	43.4
金融機関経由	21,043	673,464	56.6
合計	44,379	1,189,266	100.0



■業種別

(単位:件・百万円・%)

区分	件数	金額	構成比
製造業	7,814	222,895	18.7
建設業	10,123	274,106	23.0
卸売業	5,812	184,660	15.5
小売業・飲食業	5,710	124,017	10.4
サービス業	7,717	168,563	14.2
不動産業	4,640	133,261	11.2
その他	2,563	81,763	6.9
合計	44,379	1,189,266	100.0



当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和5年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

令和5年度 保証承諾

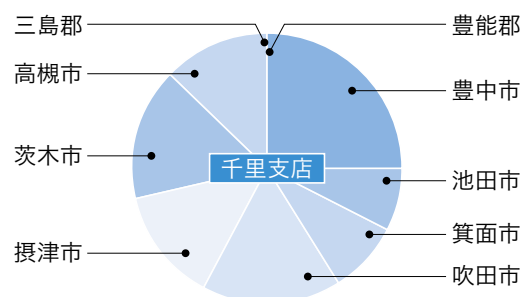
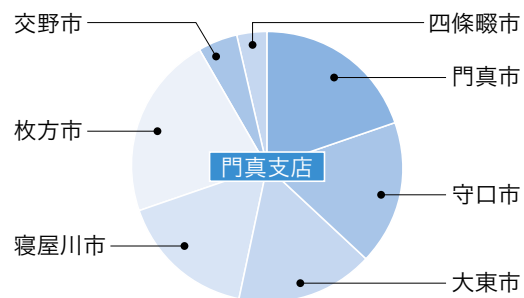
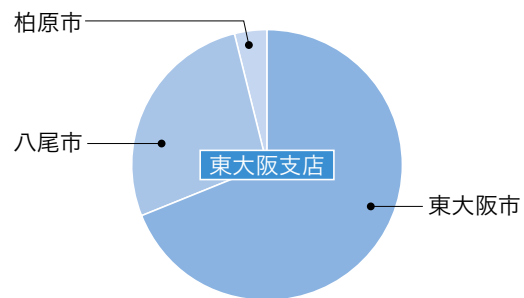
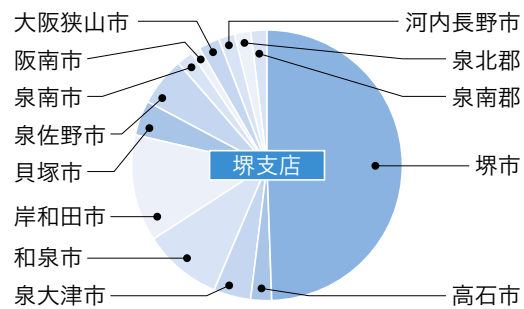
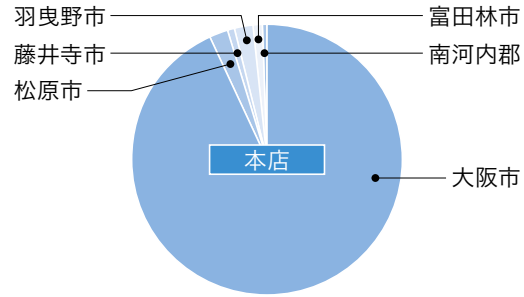
■地域別

(単位:件・百万円・%)

保証業務区域	区分	件数	金額	構成比	
本店	大阪市	20,657	559,080	47.0	
	松原市	485	12,912	1.1	
	藤井寺市	191	4,497	0.4	
	羽曳野市	409	12,573	1.1	
	富田林市	249	7,286	0.6	
	南河内郡	101	2,371	0.2	
	堺市	3,187	93,455	7.9	
堺支店	高石市	191	5,249	0.4	
	泉大津市	289	8,054	0.7	
	和泉市	625	18,344	1.5	
	岸和田市	771	23,472	2.0	
	貝塚市	300	7,774	0.7	
	泉佐野市	322	10,339	0.9	
	泉南市	145	3,754	0.3	
	阪南市	122	2,755	0.2	
	大阪狭山市	168	4,233	0.4	
	河内長野市	165	3,984	0.3	
	泉北郡	116	3,497	0.3	
	泉南郡	138	3,215	0.3	
	東大阪支店	東大阪市	3,715	107,631	9.1
		八尾市	1,571	42,869	3.6
柏原市		253	6,227	0.5	
門真支店	門真市	800	19,665	1.7	
	守口市	752	17,558	1.5	
	大東市	655	16,766	1.4	
	寝屋川市	770	16,829	1.4	
	枚方市	1,159	22,580	1.9	
	交野市	192	4,537	0.4	
	四條畷市	192	4,071	0.3	
千里支店	豊中市	1,475	36,170	3.0	
	池田市	378	10,333	0.9	
	箕面市	491	12,446	1.0	
	吹田市	934	23,366	2.0	
	摂津市	716	19,108	1.6	
	茨木市	819	23,091	1.9	
	高槻市	800	18,186	1.5	
	三島郡	44	450	0.0	
	豊能郡	32	538	0.0	
合計	44,379	1,189,266	100.0		

*保証業務区域は、令和6年4月1日現在です。

保証業務区域・地域別 承諾金額構成比



当協会の概要

中期事業計画と経営計画

当協会の取り組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和5年度事業報告

信用保証実績

組織機構

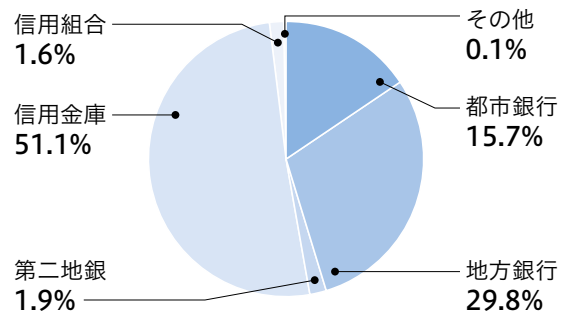
お問い合わせ窓口・関係機関

令和5年度 保証債務残高

■金融機関群別

(単位:件・百万円・%)

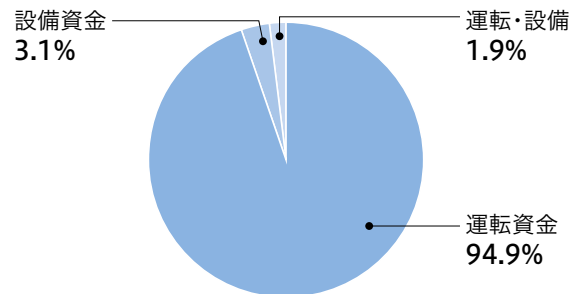
区分	件数	金額	構成比
都市銀行	27,821	608,802	15.7
地方銀行	54,521	1,157,789	29.8
第二地銀	3,591	73,172	1.9
信用金庫	119,155	1,986,461	51.1
信用組合	6,300	60,727	1.6
その他	219	3,041	0.1
合計	211,607	3,889,992	100.0



■資金使途別

(単位:件・百万円・%)

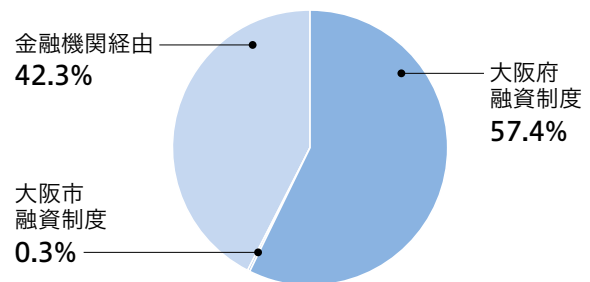
区分	件数	金額	構成比
運転資金	200,608	3,693,491	94.9
設備資金	6,404	122,055	3.1
運転・設備	4,595	74,445	1.9
合計	211,607	3,889,992	100.0



■制度別

(単位:件・百万円・%)

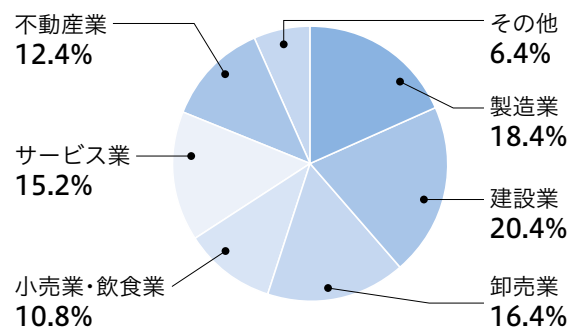
区分	件数	金額	構成比
大阪府融資制度	131,919	2,232,588	57.4
大阪市融資制度	1,250	11,423	0.3
金融機関経由	78,438	1,645,981	42.3
合計	211,607	3,889,992	100.0



■業種別

(単位:件・百万円・%)

区分	件数	金額	構成比
製造業	37,044	715,200	18.4
建設業	43,865	792,944	20.4
卸売業	30,644	638,568	16.4
小売業・飲食業	28,066	420,029	10.8
サービス業	38,375	592,764	15.2
不動産業	22,138	482,329	12.4
その他	11,475	248,157	6.4
合計	211,607	3,889,992	100.0



当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和5年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

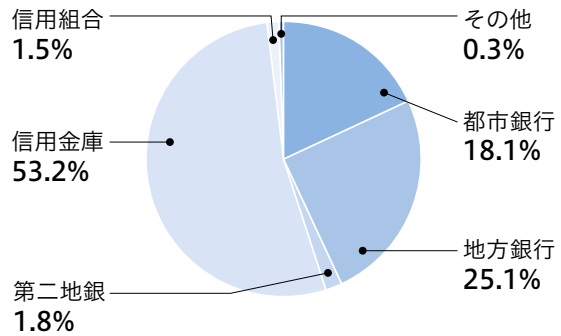
お問い合わせ窓口・
関係機関

令和5年度 代位弁済

金融機関群別

(単位:件・百万円・%)

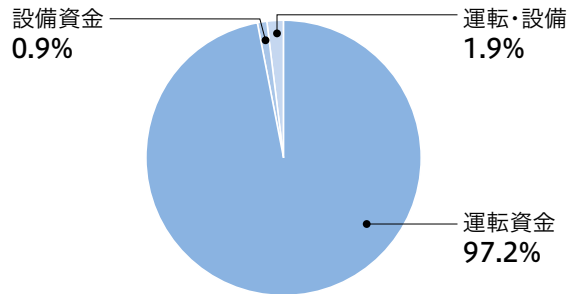
区分	件数	金額	構成比
都市銀行	530	9,338	18.1
地方銀行	856	12,921	25.1
第二地銀	62	916	1.8
信用金庫	2,057	27,360	53.2
信用組合	123	796	1.5
その他	12	136	0.3
合計	3,640	51,466	100.0



資金使途別

(単位:件・百万円・%)

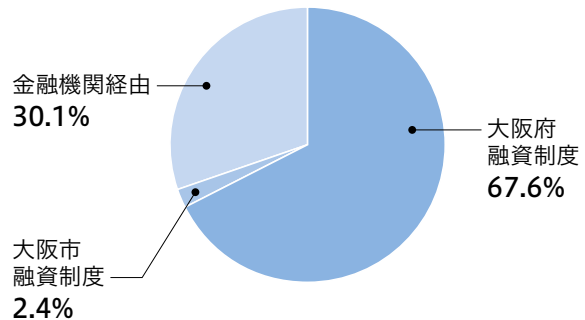
区分	件数	金額	構成比
運転資金	3,490	50,013	97.2
設備資金	65	461	0.9
運転・設備	85	993	1.9
合計	3,640	51,466	100.0



制度別

(単位:件・百万円・%)

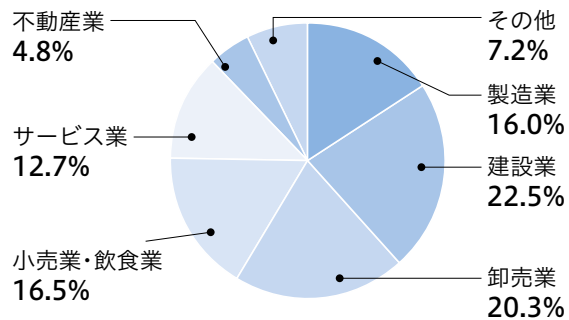
区分	件数	金額	構成比
大阪府融資制度	2,445	34,787	67.6
大阪市融資制度	117	1,213	2.4
金融機関経由	1,078	15,467	30.1
合計	3,640	51,466	100.0



業種別

(単位:件・百万円・%)

区分	件数	金額	構成比
製造業	608	8,215	16.0
建設業	772	11,603	22.5
卸売業	613	10,461	20.3
小売業・飲食業	706	8,471	16.5
サービス業	585	6,556	12.7
不動産業	159	2,476	4.8
その他	197	3,684	7.2
合計	3,640	51,466	100.0



当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和5年度
事業報告

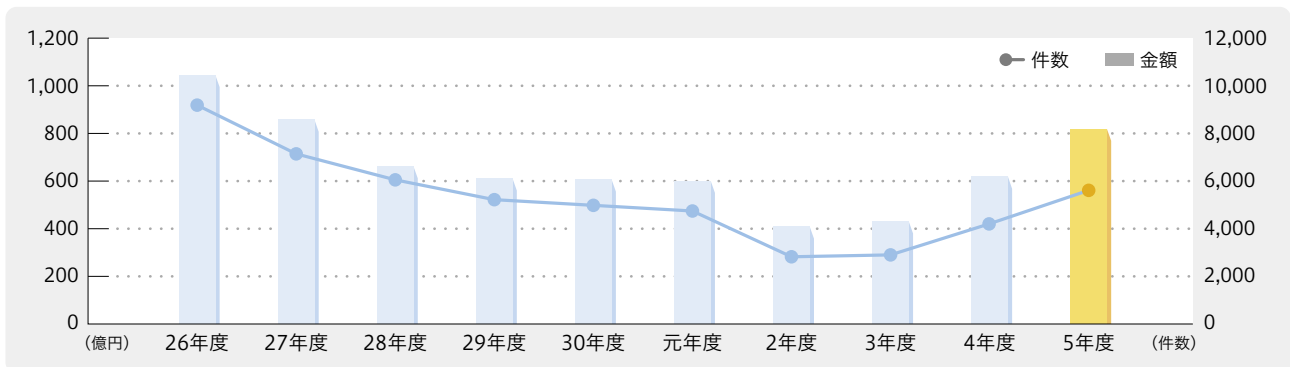
信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

期中管理・代位弁済率(10ヵ年推移)

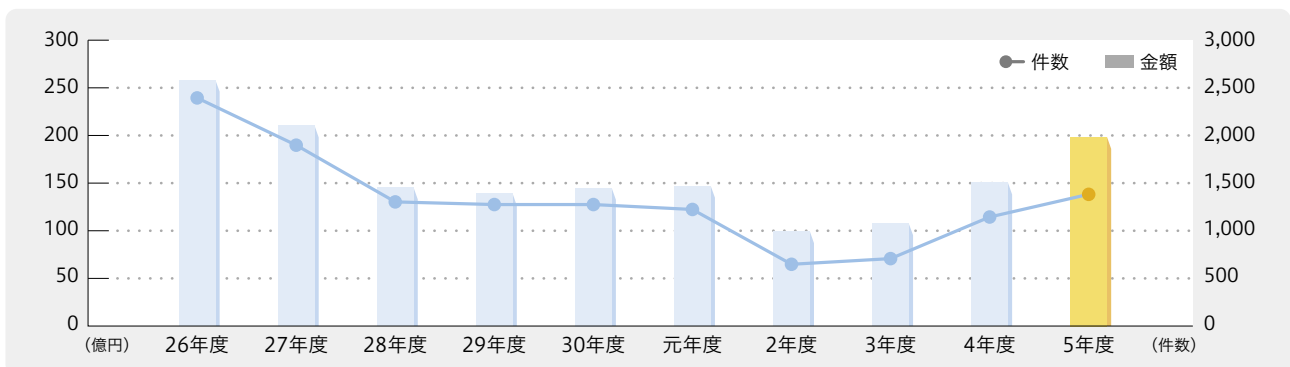
■延滞事故報告受付



(単位:件・百万円)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数	9,124	7,286	6,093	5,384	5,003	4,869	2,950	2,970	4,178	5,649
金額	105,488	85,068	67,422	61,085	60,410	59,882	40,782	43,666	60,116	80,581

■期中管理残高

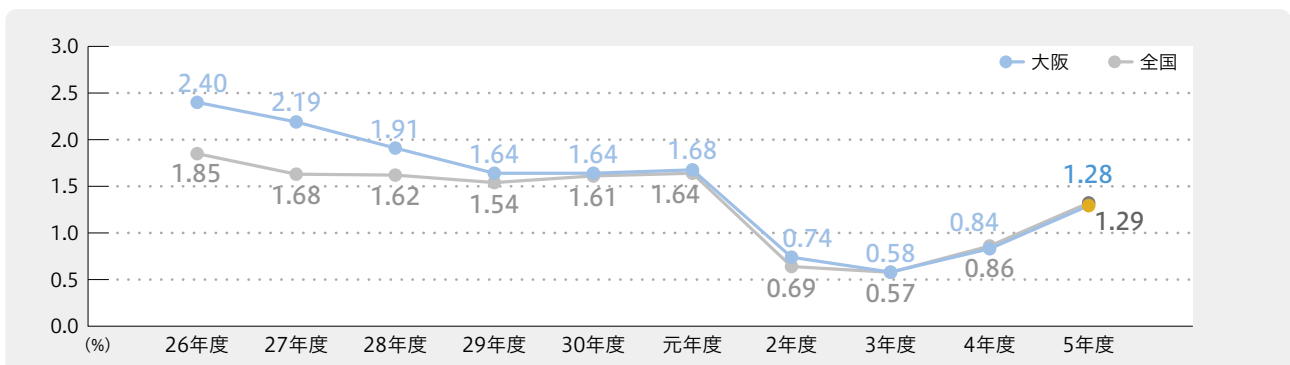


(単位:件・百万円)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数	2,461	1,902	1,372	1,272	1,269	1,188	688	714	1,102	1,343
金額	26,678	20,950	14,612	13,473	14,527	14,939	9,940	11,218	15,016	19,618

※ここでいう期中管理とは、金融機関から事故報告書を受領して以降、正常化もしくは代位弁済に至るまでの管理をいいます。
 なお、一般的に期中管理とは、信用保証書発行後に貸付が行われてから完済(代位弁済を含む。)に至るまでに金融機関が行う債権の管理・保全のことを指します。

■平残代位弁済率



$$\text{平残代位弁済率} = \frac{\text{年度代位弁済額}}{\text{年度保証債務平均残高}} \times 100$$

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和5年度
事業報告

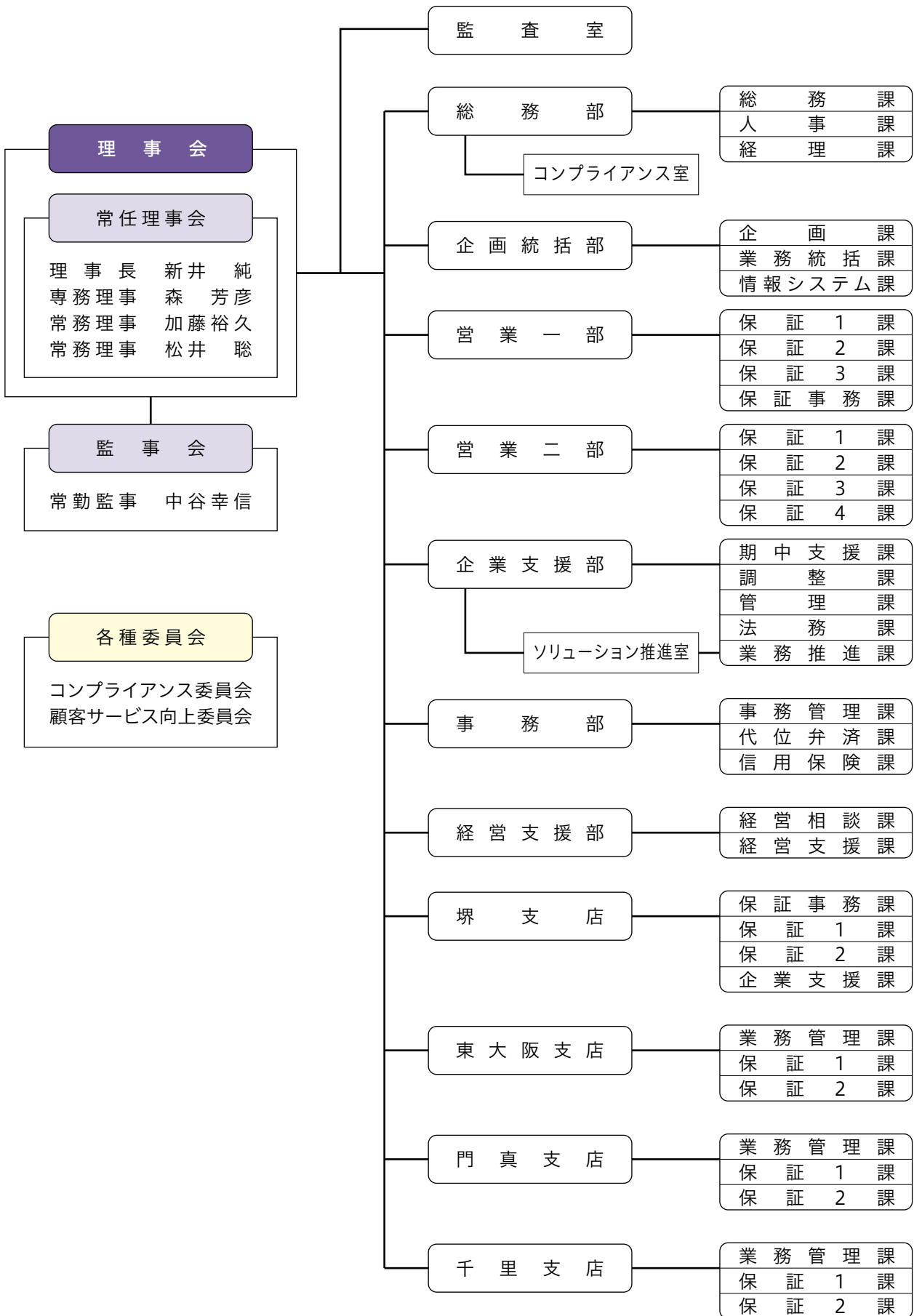
信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

組織機構

(令和6年4月1日現在)



当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和5年度
事業報告

信用保証実績

組織機構

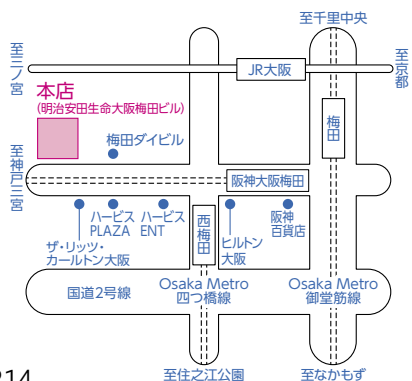
お問い合わせ窓口・
関係機関

お問い合わせ窓口

本店

	部署名	電話番号
代表	総務部 総務課	06-6131-7567
再生支援に係るご相談	企業支援部 ソリューション推進室 業務推進課	06-6131-4538

※お客さまからの保証お申し込み・ご相談は、サポートオフィスにて行っています。



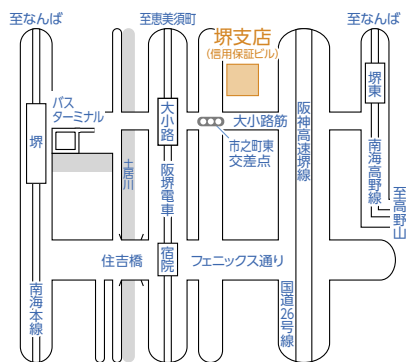
■住所
〒530-8214
大阪市北区梅田3-3-20 (明治安田生命大阪梅田ビル4~7・9階)

Osaka Metro四つ橋線「西梅田駅」北改札
最寄駅 JR「大阪駅」桜橋口
阪神電車「大阪梅田駅」西口

■保証業務区域
大阪市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、
太子町、河南町、千早赤阪村

堺支店

	部署名	電話番号
保証お申し込み・ご相談	保証事務課	072-223-3011



■住所
〒590-0946
堺市堺区熊野町東3-1-4 信用保証ビル

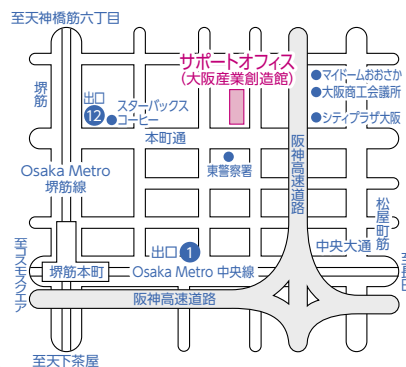
阪堺電車「大小路駅」
最寄駅 南海本線「堺駅」東口
南海高野線「堺東駅」西出口

■保証業務区域
堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、
泉佐野市、泉南市、阪南市、大阪狭山市、河内長野市、
忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

サポートオフィス

	部署名	電話番号
保証お申し込み・ご相談	経営支援部 経営相談課	06-6260-1730
経営支援に係るご相談	経営支援部 経営支援課	06-6260-1720

※本店保証業務区域のお客さまの保証お申し込み・ご相談はこちらで行っています。

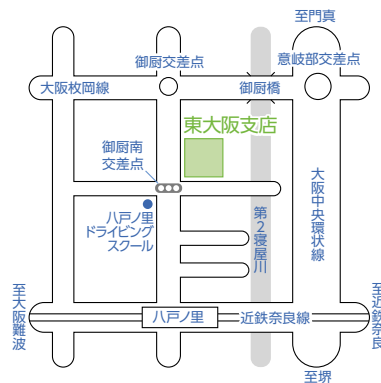


■住所
〒541-0053
大阪市中央区本町1-4-5 (大阪産業創造館10階)

最寄駅 Osaka Metro中央線・堺筋線「堺筋本町駅」

東大阪支店

	部署名	電話番号
保証お申し込み・ご相談	業務管理課	06-6781-9511



■住所
〒577-0035
東大阪市御厨中2-1-1

最寄駅 近鉄奈良線「八戸ノ里駅」

■保証業務区域
東大阪市、八尾市、柏原市

当協会の概要

中期事業計画と
経営計画

当協会の
取組み

信用保証の
しくみ

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

信用保証の
利用概要

令和5年度
事業報告

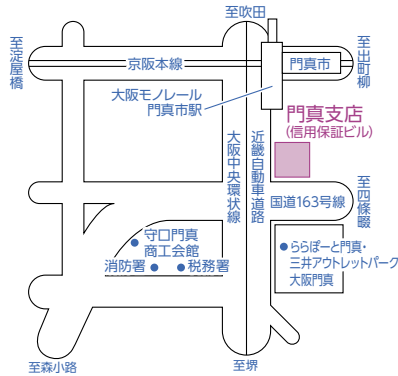
信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関

門真支店

	部署名	電話番号
保証お申し込み・ご相談	業務管理課	06-6906-2511



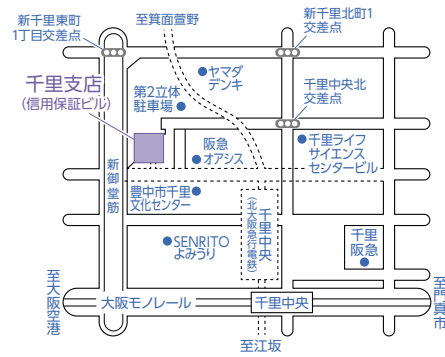
■住所
〒571-8567
門真市新橋町34-21 信用保証ビル

最寄駅 京阪本線「門真市駅」
大阪モノレール「門真市駅」

■保証業務区域
門真市、守口市、大東市、寝屋川市、枚方市、
交野市、四條畷市

千里支店

	部署名	電話番号
保証お申し込み・ご相談	業務管理課	06-6835-3005



■住所
〒560-0082
豊中市新千里東町1-2-4 信用保証ビル

最寄駅 北大阪急行「千里中央駅」北改札口
大阪モノレール「千里中央駅」

■保証業務区域
豊中市、池田市、箕面市、吹田市、摂津市、
茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町

関係機関

●一般社団法人 全国信用保証協会連合会

全国の信用保証協会を会員とした組織で、中小企業金融や信用保証業務改善のための調査・研究、保証協会団信制度の事務等を行っています。

●保証協会債権回収株式会社(保証協会サービサー)

信用保証協会からの委託により、債権の管理回収業務を行っています。

●一般財団法人信用保証サービスセンター

大阪府内の中小企業等の振興を図るために、調査・研究および刊行物の発行等の業務を行っています。

●保証協会コンピュータサービス株式会社(HCS株)

信用保証協会の事務効率化および省力化ならびにシステムリスクの縮減を目的として開発した保証協会業務共同化システム(ORBITシステム)を運営しています。

当協会の概要

経営計画 中期事業計画と

取組み 当協会の

しくみ 信用保証の

個人情報保護宣言・
コンプライアンス

利用概要 信用保証の

事業報告 令和5年度

信用保証実績

組織機構

お問い合わせ窓口・
関係機関



大阪信用保証協会

Credit Guarantee Corporation of Osaka

当協会Webサイトでは、保証制度のご案内や経営支援サービスなど、
お客様の経営に役立つ情報を発信しています。
経営支援に関するイベント・セミナーの最新情報も掲載していますので、ぜひご覧ください。

〈Webサイト〉



<https://www.cgc-osaka.jp>

当協会LINEでもセミナー・イベントの
開催情報等を随時発信しています。
ぜひ、お友達登録を
お願いいたします。

LINE ID
@cgc-osaka

